

都城市

国土強靱化地域計画

令和2年6月

宮崎県都城市

# 目次

---

第1章 国土強靱化地域計画の策定	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
第2章 都城市の地域特性	2
1 本市の位置と地勢等	2
2 人口動態等	3
3 本市における災害リスク（想定される災害）	4
第3章 地域強靱化の基本的な考え方	8
1 基本目標	8
2 基本的な方針	8
3 基本的な進め方	9
第4章 脆弱性評価	10
1 評価の枠組及び手順	10
2 評価結果	13
第5章 地域強靱化の推進方針	20
1 個別施策分野	20
2 横断的分野	25
第6章 市計画の推進と不断の見直し	27
1 市の他の計画等の必要な見直し	27
2 市計画の進捗管理	27
3 市計画の不断の見直し	27

## 第1章 国土強靱化地域計画の策定

---

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきた。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行された。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成26年6月に、国土の強靱化に関する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要がある。

このため、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「都城市国土強靱化地域計画（以下「市計画」という。）」を策定するものである。

### 2 計画の位置づけ

市計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画に当たるものであり、第2次都城市総合計画との整合を図りながら、本市における国土強靱化に関し、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

なお、本計画の本編には主な施策等を掲載し、詳細は資料編に掲載する。

## 第2章 都城市の地域特性

---

### 1 本市の位置と地勢等

#### (1) 本市の位置

本市は、東西・南北とも約 36 km、面積は 653.36 km<sup>2</sup>であり、宮崎県総面積の 8.4 %を占めている。宮崎県の南西部に位置し、北西に霧島連山、東に鰐塚山系等、三方を山に囲まれて広大な盆地を形成し、南は大きく開け、志布志湾に達している。

#### (2) 本市の地勢

市域は、広大な都城盆地の中にあり、35 本に及ぶ1級河川大淀川の幹川・支川、1本の2級河川、その他の普通河川があり、水量は豊富にある。

本市の標高最高点は、北西部に位置する高千穂峰付近 1,574m であり、都城盆地を形成する南部の中郷地域や東部の山之口地域の市境界沿いにも、700m を超える山地が連なっている。標高がおおむね 150m 前後の盆地中央部には、一級河川の大淀川が南から北へ貫流し、その周囲に市街地、集落地や水田が広がっている。さらに、その周辺部は中央部から一段高くなり、標高 200 ～ 300m のシラス台地が形成されている。

#### (3) 気候の特性

本市の気候は、夏冬や昼夜の温度差が大きく、四季を通じて風力は弱いため、霧の発生や夏の雷が多く、積雪はほとんどないが、夜間の冷え込みが厳しく霜が比較的出やすいといった、盆地特有の内陸性気候になっている。また、冬には本市の北西部に位置する霧島山系から「霧島おろし」と呼ばれる季節風が吹くことも特徴的である。

2019(令和元)年における平均気温は 17.5 度(最高 35.3 度、最低-3.2 度)であり、年間の降水量は 3,021 mm となっている。

## 2 人口動態等

### (1) 人口の推移

本市の人口は164,347人（住民基本台帳 令和2年3月1日現在）で、世帯数は79,206世帯と県内第2位の人口規模であるが、平成17年以降減少傾向にある。

人口密度は251.5人/km<sup>2</sup>で市中心部の人口集中地区には約63,000人を擁し、その周りには市町村合併により数千人から1万人規模の町が点在している。

65歳以上の高齢化率は、31.1%（令和2年3月1日現在）と全国平均の28.4%（令和元年9月15日現在）を上回り、高齢化が進んでいる。また、平均世帯人員は2.07人と年々世帯の小規模化が進んでいる。

### (2) 産業構造

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業に従事する就業者数が著しく減少しているのに対し、第3次産業は概ね増加傾向にある。また、第2次産業は1980（昭和55）年頃まで増加傾向にあったが、それ以降はほぼ横ばいで推移している。

就業者数は、第3次産業、第2次産業、第1次産業の順になっている。

### 3 本市における災害リスク（想定される災害）

#### (1) 地震災害

海溝型地震の「日向灘地震」、内陸型地震の「えびのー小林地震」に加え、「南海トラフ巨大地震」を市の地震災害対策の基礎としている。

駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上度々大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されている。

なお、平成25年12月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

《 地震被害想定結果の概要 》

地震	最大震度	全壊・焼失	死者	根拠
日向灘南部地震 (M7.5)	震度6弱	1,481棟	37人 (冬夜)	【市】防災アセスメント調査 (平成20年3月)
えびのー小林地震 (M6.5)	震度6強	255棟	7人 (冬夜)	
南海トラフ巨大地震 (想定ケース①)	震度6強	約1,100棟 (冬18時)	約60人 (冬深夜)	【県】宮崎県地震・津波被害想定調査(令和2年3月)
南海トラフ巨大地震 (想定ケース②)	震度6強	約1,100棟 (冬18時)	約60人 (冬深夜)	

※想定ケース①：内閣府の強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、本県独自に再解析した地震動等の想定結果に基づく想定

※想定ケース②：宮崎県独自に設定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づく想定

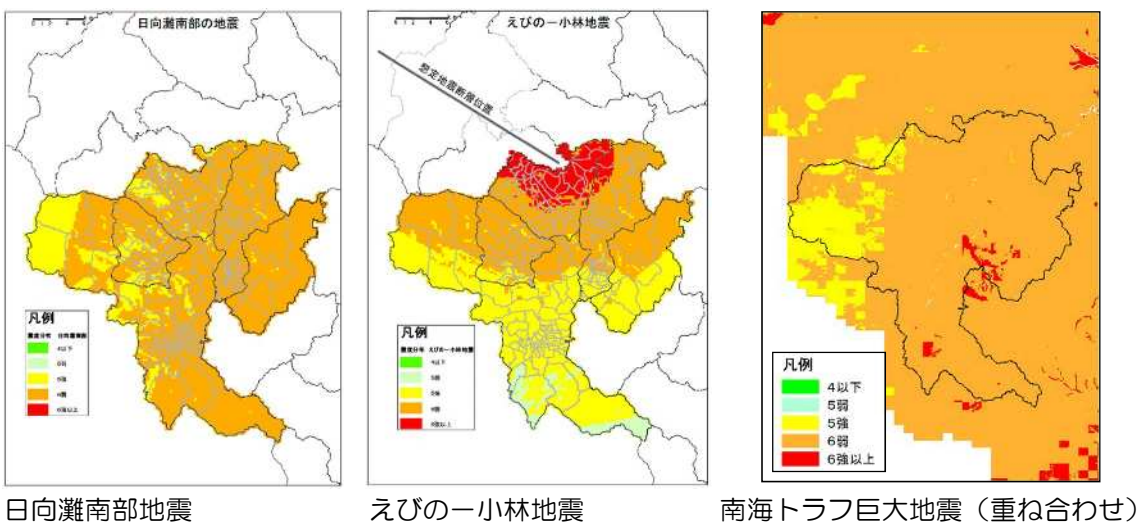


図 震度分布図

（左・中央図：防災アセスメント調査（平成20年3月）、  
右図：宮崎県地震・津波被害想定調査(平成25年9月)のデータをもとに作成）

## (2) 風水害

台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、近年、1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、市内でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念される。

## ①洪水

本市における洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりである。

また、「防災重点ため池」は市内11か所が指定されている。

## 《 大淀川水系における洪水浸水想定区域 》

河川名	河川管理者	区 間	指定日
大淀川	国土交通省 宮崎河川国道事務所	左 大岩田町～高崎町縄瀬 右 大岩田町～高城町有水	平成28年8月30日 国九告示第120号
萩原川	県都城土木事務所	左 安久町～下長飯町 右 上長飯町～甲斐元町	令和元年7月18日 宮崎県告示第180号
沖水川	〃	—	令和元年7月18日 宮崎県告示第181号
丸谷川	〃	左 山田町谷頭～丸谷町 右 山田町谷頭～岩満町	平成30年12月6日 宮崎県告示第941号
東岳川	〃	左 — 右 高城町大井手～桜木	令和元年7月18日 宮崎県告示第182号
高崎川	〃	左 高崎町大牟田～大牟田 右 高崎町大牟田～東霧島	平成31年3月28日 宮崎県告示第226号

②土砂災害

本市は急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害警戒区域等の指定されている地域が多くある。

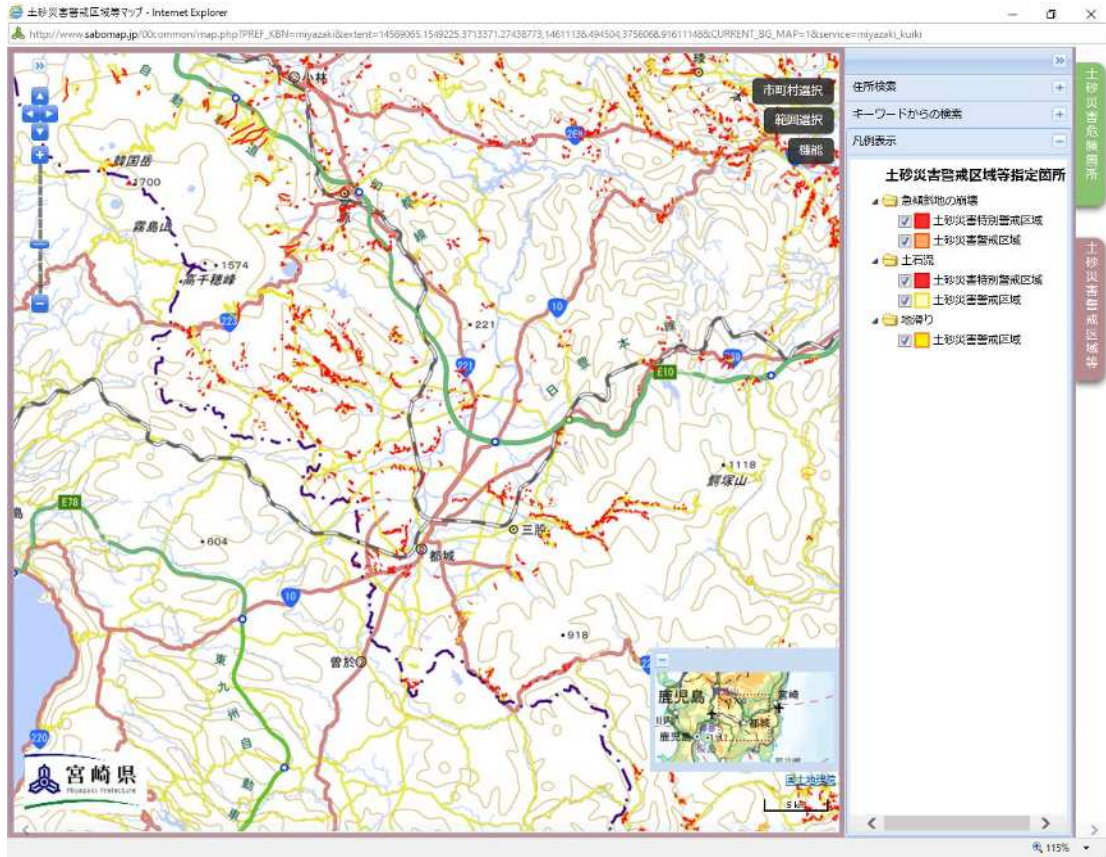


図 土砂災害警戒区域等情報マップ(宮崎県 HP)

表 土砂災害警戒区域等の指定状況

区分		箇所(地域)数
山地災害危険地区(国)	山腹崩壊危険地区	10 ※R1.5.1 現在
	崩壊土砂流出危険地区	18 ※R1.5.1 現在
山地災害危険地区(県)	山腹崩壊危険地区	337 ※R2.3 月現在
	崩壊土砂流出危険地区	127 ※R2.3 月現在
	地すべり危険地区	1 ※R2.3 月現在
土砂災害警戒区域 ※( )内は土砂災害特別 警戒区域	土石流	140 (83) ※R2.3 月現在
	急傾斜地の崩壊	724 (653) ※R2.3 月現在



(3) 火山災害

霧島山は、過去に何度も噴火を繰り返し、今も活発に活動する国内有数の活火山であり、噴火した場合には本市にも影響がある可能性が高い。

今後、霧島山での噴火の可能性の高い4か所(「新燃岳」「御鉢」「えびの高原(硫黄山)周辺」「大幡池)」において火山活動が活発になった場合の火口ごとの立ち入り禁止区域などは、次図のとおりである。

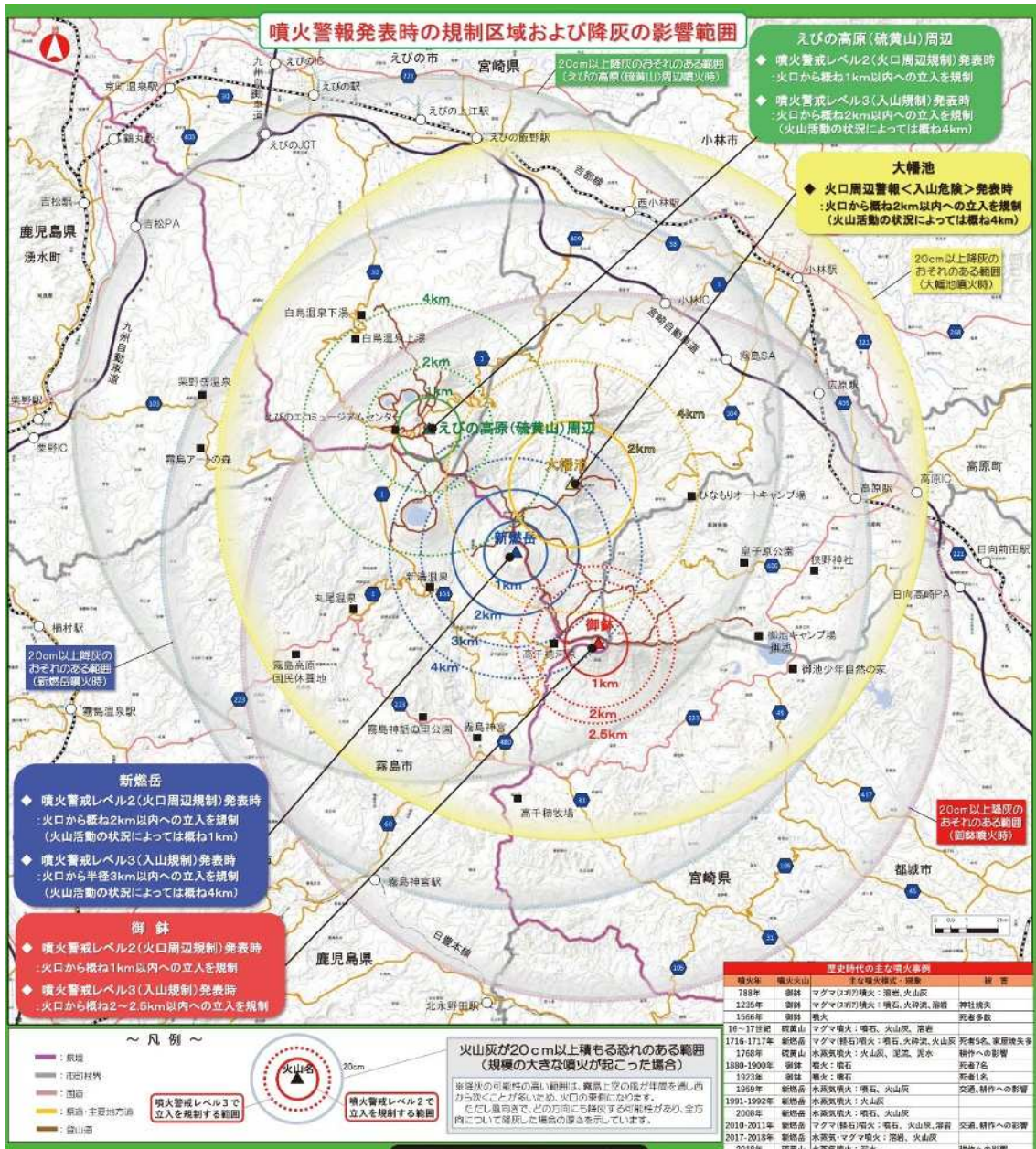


図 霧島山火山防災マップ

(出典: 霧島山火山防災マップ、霧島山火山防災協議会監修、平成31年2月作成)

## 第3章 地域強靱化の基本的な考え方

### 1 基本目標

基本法第14条において国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいて国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本方針における目標に即して設定することとされている。

このため、本市は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」を定めることとする。

#### 基本目標

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 人命の保護が最大限図られること</li><li>② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</li><li>③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</li><li>④ 迅速な復旧復興</li></ul> |
|--|

### 2 基本的な方針

本市の強靱化を進める上で、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進する。

#### (1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ① 本市の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組に当たる。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
- ④ 本市の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

#### (2) 適切な施策の組合せ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ② 国、県、市、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- ③ 非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

### (3) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に配慮する。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## 3 基本的な進め方

「強靱化」は、いわば市のリスクマネジメントであり、次のPDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、市全体の強靱化の取組を推進する。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策を計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善の実施

## 第4章 脆弱性評価

---

### 1 評価の枠組及び手順

地域計画は国の基本計画との調和を図る必要があることから、基本計画の策定手法及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

#### (1) 想定されるリスク

市民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、市計画においては大規模自然災害を想定することとした。

#### (2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、基本計画の施策を参考に、次のとおり5つの個別施策分野、4つの横断的分野を設定した。

##### 【個別施策分野】

- ①行政機能分野（行政機能／消防／防災教育／物資）
- ②住環境分野（住宅・都市／環境）
- ③保健医療・福祉分野（保健医療・福祉）
- ④産業分野（エネルギー／情報通信／産業／農林水産）
- ⑤国土保全・交通分野（国土保全／交通物流／土地利用）

##### 【横断的分野】

- ①リスクコミュニケーション<sup>1</sup>
- ②人材育成・地域活性化
- ③官民連携・広域連携
- ④老朽化対策

---

<sup>1</sup> リスクコミュニケーション：様々な主体が情報を共有し、理解を深め、よりよい方向での合意形成を目差すための双方向の話し合いや交流のこと。

## (3) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本市の特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして36の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

## 《 起きてはならない最悪の事態 》

事前に備えるべき目標 (8)	起きてはならない最悪の事態 (36)	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラ <sup>2</sup> の麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン <sup>3</sup> の寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-5	食料等の安定供給の停滞

<sup>2</sup> 情報インフラ：データや音声等をやりとりする通信回線や通信機器等のことをいう。

<sup>3</sup> サプライチェーン：製品の原材料の調達から生産管理、物流、販売までの一覧の流れのことをいう。

事前に備えるべき目標 (8)	起きてはならない最悪の事態 (36)	
6.ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス等）の長期間にわたる機能停止
	6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラ <sup>4</sup> の長期間にわたる機能不全
7.制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による閉塞
	7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム <sup>5</sup> 等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8.社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

<sup>4</sup> 防災インフラ：河川堤防や海岸堤防、ダム等のことをいう。

<sup>5</sup> 天然ダム：土砂などによって河川・溪流が堰き止められることにより形成された地形のことをいう。

## 2 評価結果

36の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。次に起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果概要を示し、詳細を資料編に示した。また、評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用した。

### (1) 直接死を最大限防ぐ

No.1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅や建築物の耐震化、道路の整備、要配慮者対策、自主防災組織の充実強化、消防力の強化等を行うことが必要である。</li> </ul>
No.1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時活動拠点等の整備、道路・公園等の整備、旅行者等への防災対策、防火対策、消防力の強化などを行うことが必要である。</li> </ul>
No.1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の的確な発令、市民の防災意識の啓発、避難行動要支援者対策の推進、河川改修等による水害対策、水防災意識社会の再構築などを行うことが必要である。</li> </ul>
No.1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の的確な発令、市民の防災意識の啓発、避難行動要支援者対策の推進、霧島山の火山対策の推進、土砂災害危険箇所の周知などを行うことが必要である。</li> </ul>

## (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

<b>No.2-1</b>	<b>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</b>
脆弱性の評価	・市民の防災意識の啓発、市における備蓄の推進、災害協定の締結による燃料の確保などを行うことが必要である。
<b>No.2-2</b>	<b>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</b>
脆弱性の評価	・地域コミュニティの活性化、交通インフラの確保、へり関係機関の連携強化などを行うことが必要である。
<b>No.2-3</b>	<b>消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>
脆弱性の評価	・消防力の充実・強化、広域連携体制の強化などを行うことが必要である。
<b>No.2-4</b>	<b>想定を超える帰宅困難者の発生、混乱</b>
脆弱性の評価	・一時避難所としての都市公園の整備、事業所等における備蓄促進、旅行者等への防災対策などを行うことが必要である。
<b>No.2-5</b>	<b>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</b>
脆弱性の評価	・災害時の医療体制整備、医療・福祉施設のBCP <sup>6</sup> 策定の促進などを行うことが必要である。
<b>No.2-6</b>	<b>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</b>
脆弱性の評価	・被災地における感染症予防・衛生対策、下水道施設の災害対策などを行うことが必要である。
<b>No.2-7</b>	<b>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</b>
脆弱性の評価	・避難所の耐震化・機能強化、生活環境の改善、福祉避難所の整備、市の備蓄推進などを行うことが必要である。

<sup>6</sup> BCP：Business Continuity Planの略称で事業継続計画と訳される。被災時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいう。



## (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

<b>No.3-1</b>	<b>市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部体制の充実・強化、防災関係機関の連携強化</li> <li>市職員の災害対応能力の向上などを行うことが必要である。</li> </ul>

## (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

<b>No.4-1</b>	<b>防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT<sup>7</sup>部門の業務継続計画の推進、情報インフラの確保対策などを行うことが必要である。</li> </ul>

<b>No.4-2</b>	<b>テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報伝達手段の多様化、市民への広報、広聴機能の整備などを行うことが必要である。</li> </ul>

<b>No.4-3</b>	<b>災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種手段を活用した情報伝達訓練の実施、災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保などを行うことが必要である。</li> </ul>

<sup>7</sup> ICT : Information and Commuicaion Technology の略称。情報通信技術のことをいう。

## (5) 経済活動を機能不全に陥らせない

<b>No.5-1</b>	<b>サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下</b>
脆弱性の評価	・企業防災の促進、被災中小企業等の再建支援などを行うことが必要である。
<b>No.5-2</b>	<b>エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</b>
脆弱性の評価	・自立・分散型エネルギーの導入促進、災害協定の締結等による燃料供給などを行うことが必要である。
<b>No.5-3</b>	<b>重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</b>
脆弱性の評価	・危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保、消防力の充実・強化などを行うことが必要である。
<b>No.5-4</b>	<b>広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</b>
脆弱性の評価	・緊急輸送等のための交通インフラの確保、道路の防災・減災対策などを行うことが必要である。
<b>No.5-5</b>	<b>食料等の安定供給の停滞</b>
脆弱性の評価	・食品事業者等との連携強化、支援物資受入体制の確立などを行うことが必要である。

## (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<b>No.6-1</b>	<b>ライフライン（電気、ガス等）の長期間にわたる機能停止</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立・分散型エネルギーの導入促進、災害協定の締結等による燃料供給などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.6-2</b>	<b>上水道の長期間にわたる供給停止</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設等の耐震化推進、上水道施設の災害体制の整備などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.6-3</b>	<b>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の災害対策、集落排水施設の機能保全などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.6-4</b>	<b>交通インフラの長期間にわたる機能停止</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送等のための交通インフラの確保、道路の防災・減災対策などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.6-5</b>	<b>防災インフラの長期間にわたる機能不全</b>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災関係機関の連携強化、道路の防災・減災対策などを行うことが必要である。</li> </ul>

## (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

<b>No.7-1</b>	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の防災意識の啓発、消防力の充実・強化、住宅の火災予防対策、防災空間の確保などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.7-2</b>	沿線・沿道の建物倒壊による閉塞
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路沿道建築物の耐震化、市街地等の幹線道路の無電柱化などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.7-3</b>	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用ため池等の防災対策、災害情報伝達手段の多様化などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.7-4</b>	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等、有害物質拡散・流出の防止対策などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.7-5</b>	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地農業用施設の保全、森林の整備、山地災害の復旧や土砂流出の防止などを行うことが必要である。</li> </ul>

## (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<b>No.8-1</b>	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の強靱化対策、災害廃棄物処理体制の構築などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.8-2</b>	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の受入れ体制整備、防災関係機関の連携強化、災害ボランティアの体制強化などを行うことが必要。</li> </ul>
<b>No.8-3</b>	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>内水浸水被害対策などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.8-4</b>	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織等の活性化推進、地域コミュニティの活性化、文化財施設の耐震化などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.8-5</b>	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>罹災証明交付体制の整備、応急仮設住宅供給体制の充実、地籍調査の推進などを行うことが必要である。</li> </ul>
<b>No.8-6</b>	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業防災の促進、観光客誘致対策、災害発生時の情報発信などを行うことが必要である。</li> </ul>

## 第5章 地域強靱化の推進方針

### 1 個別施策分野

個別施策分野ごとの推進方針については次のとおりである。

#### (1) 行政機能分野（行政機能／消防／防災教育／物資）



市役所庁舎



備蓄物資

#### 【施策の方針】

行政機能の強化、消防力の強化、物資の備蓄推進、防災教育による意識の高揚により災害対応力の向上を図り、被害の拡大を防ぐ。

#### ◆施策の方向性

- 拠点となる市有庁舎等の耐震化や耐災害性の向上、電力の確保、情報通信回線の確保・複数化、物資の備蓄等を推進し、市災害対策本部体制の充実・強化を図る。
- 避難所に指定されている小中学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する。
- 消防団員の確保、教育・訓練の実施、車両や資機材等の施設・設備の計画的な整備、広域応援体制の強化等を推進し、消防力の充実・強化に努める。
- 市民の防災意識の啓発、自主防災組織等の活性化の推進を通じて、地域防災力の向上に努める。
- 市は備蓄量等を定めた備蓄計画に基づき、計画的な備蓄を推進する。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
市有建築物の耐震化率	96.3%（H28）	100%
1次避難所の非構造部材耐震化	27%（H28）	90%
自主防災組織結成率（自治公民館単位）	90.8%（R1）	93.0%
市の食料備蓄数	14,500食（R1）	26,884食

(2) 住環境分野（住宅・都市／環境）



鷹尾上長飯通線



災害廃棄物

出典：消防科学総合センター

**【施策の方針】**  
 住宅や建築物の耐震化、学校施設の耐震化、上下水道の耐震化、街路等の整備、地域コミュニティの活性化等を図り、災害による被害を最小限にとどめる。  
 合併処理浄化槽への転換、災害廃棄物の処理体制の整備などを行い、環境保全を図るとともに、有害物質の拡散・流出による被害の拡大を防ぐ。

◆施策の方向性

- 都城市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断や耐震改修に関する啓発や指導を行い、住宅や建築物の耐震化を促進する。
- 住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報啓発を行う。
- 上水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、電源確保のための自家発電設備の整備を推進する。
- 災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組を支援する。
- 市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。
- 災害発生時は、「都城市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制を構築し、その実効性を高めるため、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置きするためのストックヤードの確保に努める。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
住宅の耐震化率	81%（H26）	90%
住宅用火災警報器設置率	81%（H30）	100%
上水道管の基幹管路の耐震適合率	28.69% （H28）	37.85%
老朽化下水道処理施設の改築更新実施率	32.14% （H28）	67.8%

(3) 保健医療・福祉分野（保健医療・福祉）



都城市郡医師会病院

【施策の方針】

医療施設や福祉施設の耐震化促進、医療体制の整備、避難者の健康管理や公衆衛生対策、要配慮者対策を推進し、保健医療・福祉活動の体制を強化する。

◆施策の方向性

- 利用者の安全を確保するため、医療施設、社会福祉施設のさらなる耐震化を促進する。
- 要配慮者が利用する各福祉施設に対して、施設や設備の耐震化、備蓄などの災害対策を強化すること、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するBCPも踏まえた防災対策計画を策定することを促進する。
- 災害時における支援活動に関する協定に基づき、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の整備を進める。
- 一般の避難所での生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の確保を促進する。
- 民生委員・児童委員が、平常時の避難支援への活動に取り組みやすいように関係機関と連携を図り支援する。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
福祉避難所指定数	5箇所（R1）	9箇所
民生委員・児童委員充足率	93%（H28）	95%



(4) 産業分野（エネルギー／情報通信／産業／農林水産）



屋根貸し事業（太陽光発電）



関之尾滝

**【施策の方針】**

防災拠点への再生可能エネルギーの導入、燃料確保対策、情報インフラの確保対策を図り、きめ細やかな被災者支援や迅速な復旧・復興に繋げる。

企業防災の促進、被災中小企業等の再建支援、旅行者等への防災対策を図り、災害による地域経済の衰退を防ぐ。

農地農業用施設の保全、農業用ため池等の防災対策、森林の整備を図り、農地や森林等の荒廃による被害を防ぐ。

**◆施策の方向性**

- ・庁舎や市所管施設、災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設や蓄電池等の設備を導入し、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。
- ・情報通信業と各産業との複雑な相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める。
- ・本市を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。
- ・生産効率の向上及び競争力ある農業の実現を図るため、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による長寿命化・安全性の向上を図る。
- ・人命・財産への影響のある農業用ため池（防災重点ため池）の「防災重点ため池ハザードマップ」を作成し、近隣住民への周知を図るとともに、豪雨・地震等により決壊のおそれのある防災重点ため池の整備を推進する。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
総合防災マップの更新	作成済（H29）	マップ更新

(5) 国土保全・交通分野（国土保全／交通物流／土地利用）



都城志布志道路



急傾斜地崩壊対策事業

**【施策の方針】**  
 緊急輸送等のための交通インフラの確保、早期啓開体制の整備、災害協定の締結等による生活物資の調達体制整備等により、速やかな復旧・復興に繋げる。  
 河川改修等による水害対策、山地災害の復旧や土砂流出の防止対策などのハード対策や、防災マップや防災研修等による危険箇所等周知などのソフト対策を行い、災害による被害を最小限にとどめる。

◆施策の方向性

- 防災、経済、医療対策機能の強化のため、地域高規格道路「都城志布志道路」の早期完成の要望を行う。
- 幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態を回避するため、道路施設の老朽化対策を促進する。
- 災害を未然に防止し被害を最小限にするため、既存の河川を適切に維持管理し、老朽化対策を進める。
- 山地災害危険地区の森林において、危険地区の解消を図るための、治山施設の整備が円滑に進捗するよう積極的に推進する。
- 緊急輸送道路等の早期啓開を図るため、建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。
- 市内外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため、地域内輸送拠点の機能強化や代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮した計画を策定し、防災訓練等を通じてその実効性を高める。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
道路改良事業進捗率（事業費ベース） 【甲斐元通線（歌舞伎橋）】	20%（H28）	100%
地籍調査進捗率	82.63%（R1）	87.47%

## 2 横断的分野

横断的分野ごとの推進方針については次のとおりである。

### (1) リスクコミュニケーション

- 国土強靱化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体の他、地域住民、NPO等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助、共助の取組を効果的で持続的なものとする。さらに、全ての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む。
- 災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する。

### (2) 人材育成・地域活性化

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応等の様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する。
- 農林水産業をはじめとする各種産業の振興や、農商工連携、フードビジネス等、本市の特性や資源等の強みを活かした産業の創出により新たな需要（付加価値）を創出し、雇用所得の増加、投資や消費の増加に繋げるなど、地域を潤す地域経済循環の仕組みづくり等を通じて、経済の拡大と地域をけん引する裾野の広い成長産業の育成を図る。

リスクコミュニケーション



地域住民によるワークショップの様子  
出典：防災都市づくり計画策定に係る参考事例集

人材育成・地域活性化



中学生による防災学習

### (3) 官民連携・広域連携

- 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する。国、地方公共団体と民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。
- 行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、企業等との災害協定の締結をさらに推進し、共同の訓練の実施等を通じて「顔の見える」関係を構築し、連携体制を強化する。

### (4) 老朽化対策

- 市民生活や社会経済活動は、道路・鉄道等の産業基盤や上下水道・公園、学校等の生活基盤、農業水利施設等の食料生産・供給基盤、治山治水等といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、計画的にインフラの維持管理・更新を行う。
- 市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、公共施設等総合管理計画に基づき、定期的な巡視や劣化した箇所の補修等を適切に行い、施設の状態を良好に保ち、長寿命化させる取組みを推進する。

官民連携・広域連携



災害復旧工事の様子

出典：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）

老朽化対策



橋梁の定期点検

出典：都城市橋梁長寿命化修繕計画

## 第6章 市計画の推進と不断の見直し

---

### 1 市の他の計画等の必要な見直し

市計画は、地域の強靱化の観点から、市計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、市計画との整合性を図るものとする。

### 2 市計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、市計画の施策の推進方針に沿って、毎年度様々な施策を実行していくものである。このため、市計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとする。

### 3 市計画の不断の見直し

市計画は5年後の令和7年度を目標年次とするが、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、必要に応じて見直すものとする。

---

## 都城市国土強靱化地域計画

令和2年6月

発行・編集 都城市総務部危機管理課

---

# 都城市国土強靱化地域計画

---

< 資料編 >

宮崎県都城市

R4. 1. 12 修正

資料（都城市国土強靱化地域計画）

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業	
(1)	1	市災害対策本部体制の充実・強化	行政機能	○庁舎の耐震化（非構造部材による被害対策等）、対災害性（浸水対策、停電対策、防火対策等）の強化、代替施設の確保等の推進が必要【総務】 ○大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要【総務】 ○職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要【総務】	○拠点となる官庁等の耐震化と耐災害性の向上、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保・複数化とともに、物資の備蓄等を推進する【総務】 ○大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行う【総務】 ○職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行う【総務】	3-1	災害対策本部設置・運営訓練	1回/年 (R1)	1回/年	総務	図上訓練、総合防災訓練	
(1)	2	支援の受入れ体制整備	行政機能	○大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために大規模災害に備えた受援計画の随時見直しを進めていくことが必要【総務】	○都城市災害時受援計画策定後も各種防災拠点の充実や市外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から随時見直しを進めていく【総務】	2-1, 2-3, 2-5, 3-1, 8-2				総務		
(1)	3	市職員の災害対応能力の向上	行政機能	○全ての市職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけることが必要【総務】	○職員行動要領の充実を図り、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める【総務】	3-1				総務	情報伝達訓練	
			行政機能	○住宅の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要。【市民】	○住宅の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておく【市民】	2-7				市民		
(1)	4	都城市業務継続計画（BCP）の推進	行政機能	○業務継続計画（BCP）について訓練等を実施し、見直し等を行うことが必要【総務】	○業務継続計画（BCP）について、毎年度、適切な進捗管理や訓練の実施、内容の見直し等を行い充実した計画になるよう努める【総務】	3-1	BCPに基づく訓練回数	0回	1回 (R3)	総務		
(1)	5	市の防災体制の充実・強化	行政機能	○定期的に訓練等を実施し、災害時における初動対応について、災害対策が出来る体制の検討が必要【総務】	○定期的に図上訓練等を実施し、継続的に職員の災害対処能力の向上を図り、悪条件下においても災害対策が機能できる体制を整備する【総務】	3-1				総務	図上訓練、総合防災訓練	
(1)	6	防災拠点となる市施設の充実	行政機能	○庁舎や消防施設、避難所等の耐震化が必要【総務】 ○災害時に必要な物資を備蓄する専用の倉庫が必要【総務】	○市所管施設について、「公共施設等総合管理計画」などの計画に基づき、統廃合や集約化を含む施設の最適化を図りつつ、耐震化を促進する【総務】	3-1				総務	地区体育館施設耐震改修整備事業	
					○都城市耐震改修促進計画を基に耐震化を進める【土木】	3-1	市有建築物の耐震化率	96.3% (H26)	100% (R3)	土木		
					○災害時に必要な物資を備蓄する専用の倉庫を整備する【総務】	3-1				総務		
(1)	7	避難情報の的確な発令	行政機能	○明確な発令判断基準を整備し、住民の早期避難の意識向上が必要【総務】	○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき明確な発令判断基準の整備を促進し、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る【総務】	1-3, 1-4				総務	防災講話、総合防災訓練	
(1)	8	防災情報（水位・雨量・カメラ画像）の提供	行政機能	○防災情報（水位・雨量・カメラ画像）の提供を進めることが必要【土木】	○道路の冠水箇所について、カメラを設置し、防災情報収集を行う【土木】	4-3				土木		
(1)	9	被災者台帳の整備促進	行政機能	○被災者台帳作成の事前準備等を促進し、被災者支援システム等の導入について検討が必要【総務】	○被災者支援の円滑な実施を行うため、被災者支援システム等の導入を促進する【総務】	2-7, 8-5				総務		
(1)	10	避難所における生活環境の改善	行政機能	○避難所運営マニュアルの検証を行い、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行うことが必要【総務】	○避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、住民と連携した取組を促進する【総務】	2-7				総務	総合防災訓練	
(1)	11	避難所の耐震化・機能強化	行政機能	○指定避難所の自家発電設備が必要【総務】	○指定避難所の自家発電設備を整備する【総務】	2-7					総務	
			行政機能	○指定避難所に冷暖房設備が必要【総務】	○避難者の体調管理に考慮し、指定避難所の冷暖房設備を検討する【総務】	2-7					総務	
			行政機能	○小中学校について、天井等の非構造部材の耐震化、施設の老朽化対策の推進が必要【教育】	○避難所に指定されている小中学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する【教育】	2-7	1次避難所の非構造部材耐震化	27% (H28)	90% (R3)	教育	避難所の非構造部材耐震化 学校施設環境改善交付金	
(1)	12	避難所外避難者対策	行政機能	○自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策の検討が必要【総務】	○自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進し、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める【総務】	2-7				総務		
			行政機能	○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討が必要【総務・福祉・健康】	○自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進し、民間団体や市社会福祉協議会の災害救援ボランティアセンターとの連携による支援について検討を進める【総務・福祉・健康】	2-7				福祉・健康・総務		
(1)	13	市有施設利用者等の安全対策	行政機能	○市管理施設において、施設利用者及び緊急避難してくる周辺住民等の誘導・避難の受入対策について検討することが必要【総務】	○避難所に指定されていない市管理施設においても、対応マニュアル等を整備し、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。また、指定管理者制度導入施設において、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。【総務】	2-7, 2-4				総務		



個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(1)	14	広域避難対策	行政機能	○県市町村相互応援協定等に基づき県内市町村間において広域的な避難に関する連携の促進が必要【総務】	○避難所が不足することを想定し、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の枠組で対応する。また防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携の取組を促進する必要がある【総務・市民】	2-7				総務	
(1)	15	災害時の活動拠点等の整備	行政機能	○自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能に必要な資機材の整備が必要【総務】	○地域内輸送拠点等の必要な資機材を整備し、代替拠点の追加指定を行い活動拠点の強化を図る。また、後方支援都市としての拠点機能を発揮するための体制整備についても合わせて充実を図る【総務】	2-1				総務	
			行政機能	○整備予定の「都市物産拠点施設」が、後方支援活動部隊の活動拠点施設や観光客等の一時的避難所となるよう防災機能の充実を図ることが必要【土木】	○整備予定の「都市物産拠点施設」が、後方支援活動部隊の活動拠点施設や観光客等の一時的避難所となるよう防災機能の充実を図る【土木】					ふるさと	
			行政機能	○国や市の拠点施設について、災害時には防災機能を兼ね備えた防災活動の拠点になる施設として整備を進めていくことが必要【各担当部】	○国や市の拠点施設について、災害時には防災機能を兼ね備えた防災活動の拠点になる施設として整備を進めていく【各担当部】	1-1.1-2				各担当部	
(1)	16	自治体間の応援体制の構築	行政機能	○大規模災害発生時には通常業務を停止し、応急対策業務等を優先するため、応援・受援体制の整備充実が必要【総務】	○九州市長会における相互協力体制の整備充実を図り、都城広域定住自立圏における地方自治体との相互応援体制を構築し、災害対応能力を高める。【総務】	3-1.6-2				総務	
(1)	17	広域火葬体制の構築	行政機能	○広域火葬体制の構築が必要【環境】	○本市は後方支援の立地にあるため、施設の修繕を充分に実施し、災害時には時間延長等も念頭に対応できる体制を構築していく。また、緊急時における近隣市町村の火葬場を活用した広域火葬も検討を重ねるものとする【環境】	2-6					
(1)	18	罹災証明交付体制の整備	行政機能	○罹災証明を早期に発行できるよう、対応可能な人材の育成・確保が必要【総務】	○罹災証明を早期に発行できるように、マニュアル作成、人材育成や県内外からの応援受入に関する計画策定を促進する【総務】	8-5				総務	
(1)	19	防災関係機関の連携強化	行政機能	○早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、関係機関相互の連携を強化し、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めることが必要【総務】	○復興復旧にかかる災害時応援協定の締結内容を充実し、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう連絡体制の見直しや、防災関係機関を含めた訓練の実施を促進する【総務】	2-1.2-2.2-3、 2-5.3-1.5-3、 6-4.6-5.7-2、 7-3.7-4.8-2	協定数	46団体 (R1)	55団体 (R3)	総務	
						2-1.2-2.2-3、 2-5.3-1.5-3、 6-4.6-5.7-2、 7-3.7-4.8-2	総合防災訓練の実施	年1回 (R1)	1回/年	総務	
(1)	20	道路交通情報の把握	行政機能	○道路交通情報の把握が必要【土木】	○警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間の宅配業者等からも交通情報を収集できるよう応援協定の締結など検討を進める【土木】 ○民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積した情報）の活用について検討を進める【土木】 ○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察及び道路管理者等から交通情報を収集する【土木】	2-1.2-2.2-4、 2-5.6-4.7-1、 7-2				土木	
(1)	21	ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定推進	行政機能	○災害応急対策業務の実効性、通常業務の継続性を確保するため、ICT-BCPの策定を促進することが必要【総務】 ○業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図ることが必要。【総務】	○災害応急対策業務の実効性、通常業務の継続性を確保するため、ICT-BCPの策定を促進する【総務】	3-1.4-1	基幹業務システム最適化計画策定	策定済み（H30年度末）	—	総務	基幹系システムのクラウドへの移行計画策定
(1)	22	市民の防災意識の啓発	防災教育	○市民の備えや防災意識が低い状況にあるため、更なる啓発が必要【総務】	○シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高めるとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する【総務】	1-1.1-3.1-4、 2-1.2-2.7-1	出前講座実施回数	42回/年 (H30)	50回/年 (R3)	総務	
			防災教育	○市民に対する応急手当の普及啓発を行うことが必要【消防】	○市民に対する応急手当の普及啓発を行う【消防】	1-1.1-3.1-4、 2-1.2-2.7-1	普通救命講習・救命入門コース開催数	110回/年 (H30)	125回/年 (R3)	消防	
(1)	23	自主防災組織等の活性化推進	防災教育	○自主防災組織の充実強化を促進し、地域の防災力を高めることが必要【総務】	○自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する【総務】	1-1.1-2.1-3、 1-4.2-2.2-7、 4-2.7-1.8-4	自主防災組織結成率（自治公民館単位）	90.8% (R1)	93.0% (R3)	総務	
			防災教育	○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、今後、地区防災計画の策定を検討することが必要【総務】	○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、今後、地区防災計画の策定を検討する【総務】	1-1.1-2.1-3、 1-4.2-2.2-3、 2-7.4-2.7-1、 8-4	地区防災計画の策定地区数	0地区 (R1)	—	総務	
			防災教育	○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成を継続的に行うことが必要【総務】	○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成を継続的に行う【総務】	1-1.1-2.1-3、 1-4.2-2.2-3、 2-7.7-1.7-3、 8-2	防災士数	401人 (R1)	—	総務	
			防災教育	○地域や学校等で避難訓練を実施することが必要【総務】	○地域や学校等で避難訓練を実施する【総務】	1-3.1-4				総務	

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(1)	24	学校における実践的な防災教育等の推進	防災教育	○学校における実践的な防災教育等の推進が必要【教育】	○専門的・実践的な防災教育を行うことで、非常時に適切に行動できる児童生徒の育成や教職員の資質向上につなげる【教育】	1-1、1-3	避難訓練や防災研修を地域や専門家と連携して実施している学校の割合	87.3% (H27)	95% (R3) 100% (R8)	教育	
			防災教育	○学校と地域の連携体制の構築することで、児童生徒の安全確保につなげる必要がある【教育】	○学校と地域の連携体制の構築することで、児童生徒の安全確保につなげる【教育】	1-1、1-3	児童生徒の安全確保のために、家庭や地域ボランティア等と行動連携を図っている学校の割合	86.2% (H27)	95% (R3) 100% (R8)	教育	
(1)	25	災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保	行政機能	○大規模災害発生時における道路情報や交通規制情報の早期伝達、周知を図ることが必要【総務】 ○電話等の通常の情報通信機能を喪失した場合における他の行政機関との情報通信手段を確保することが必要【総務】 ○訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進することが必要【総務・総合】	○防災行政無線を主体とする市民への情報伝達手段の充実に努め、災害対策本部と避難所等主要施設間の自前の双方向通信の確保に努める。また、県関係機関との連絡体制を確保するとともに、防災行政無線放送、消防団、広報車等による情報伝達体制を維持する【総務】 ○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する【総務】	4-2				総務	
			行政機能	○全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施が必要【総務】 ○訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進することが必要【総務】 ○防災行政無線の戸別受信機の配布を進めることが必要【総務】 ○防災行政無線のデジタル化の推進を図ることが必要【総務】	○避難に関する情報を時間、地域によらず市民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進する【総務】	4-2、4-3	Jアラートの情報伝達訓練の実施	2回/年 (R1)	3回/年 (R2~R3)	総務	新防災行政無線更新事業
			行政機能	○指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要。【総務】	○指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備する【総務】	2-2				総務	
(1)	26	災害情報伝達手段の多様化	行政機能	○停電や停波による情報が得られない事態に備えて、SNS等を活用し速やかに災害情報を発信できる体制が必要【総務・総合】	○テレビ地上波やラジオ・ケーブルテレビ放送、インターネット等による迅速な情報提供等、多様な手段による情報伝達の整備、強化を図る【総務】	4-2				総務	放送ネットワーク整備支援事業費補助金 無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業） 無線システム普及支援事業費等補助金（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業） ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業
			行政機能	○住民への適切な災害情報の提供を行い、逃げ遅れの発生を防止することが必要【総務】 ○停電や停波による情報が得られない事態に備えて、SNS等を活用し速やかに災害情報を発信できる体制が必要【総務・総合】 ○防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Jアラート）を活用した災害情報の提供等の確実な推進が必要【総合】 ○行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要【総務】 ○県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要。【総務】	○全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（スマートフォン）、テレビ・ラジオ、CATV等、様々な伝達手段を確保し、広く市民に対する情報伝達手段を確立する【総合】 ○各種防災・防犯メールサービスへの登録など、情報伝達手段の周知・啓発を推進し、防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Jアラート）を活用した災害情報の提供等、情報提供手段の多様化を促進する【総合】	1-3、1-4、4-2、4-3、7-3	土砂災害警戒区域内の希望する世帯への防災行政無線戸別受信機の設置（累計）	1830台 (R1)	1900台 (R3)	総合・総務	
(1)	27	市民への広報、広聴機能の整備	行政機能	○災害時、様々な情報発信による混乱を防ぐため、ホームページやSNSの活用等、情報発信と収集手段を検討し市民に周知することが必要【総合】	○秘書広報課広報戦略担当や危機管理課危機管理・防災担当が情報発信のルールや手順を熟知しておく【総合・総務】	2-7、4-2				総務	
(1)	28	災害発生時の情報発信	行政機能	○観光面での風評被害が起きないための正確な情報収集及び情報発信をする仕組み等について検討が必要【総務】	○大規模自然災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた県内外への的確な情報発信のための体制強化を図る【総務】	8-6				総務	
			行政機能	○市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、発信手段、経路を事前に検討、シミュレーションが必要【総合】	○災害の種類や規模、経過時間などに応じて、迅速かつ確かな情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と伝達手段などの検討する【総合】	8-6				総合	

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業	
(1)	29	霧島山の火山対策の推進	行政機能	○火山防災協議会を設置及び住民や観光客の避難計画の策定等、警戒避難体制の整備が必要【総務】 ○霧島山の噴火に備えた監視・観測機器を整備するとともに、噴火の危険性を速やかに住民等に知らせる体制づくりが必要【総務】 ○火山噴火の噴出物の落下が予想される地区においては、退避壕等を整備することが必要【総務】	○霧島山の火山（えびの高原（硫黄山）周辺、大幡池、新燃岳、御鉢）のうち、噴火警戒レベルが設定されていないものについて、順次レベル設定を図り、避難確保計画の作成、情報伝達体制などについて霧島山火山防災協議会で協議を実施し警戒避難体制の整備を図る【総務】	1-4	火山に係る避難計画の策定	策定済	—	総務		
(1)	30	消防力の充実・強化	消防	○消防職員・消防団員等の人材育成、装備資機材等の充実・強化など機能強化が必要【総務】 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要【総務】	○消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。【総務・消防】	1-1、1-2、2-2、2-3、5-3、7-1、8-4	消防団員数	1427人 (R1)	—	総務	消防防災施設整備費補助金 緊急消防援助隊設備整備費補助金	
			消防	○救急車の現場到着所要時間の地域格差の解消や短縮、火災・救急等の消防需要に即した対応等、消防・救急体制の充実・強化が必要【消防】 ○災害活動体制を確立し、施設や設備の充実及び各関係機関との連携強化が必要【消防】 ○消防体制の維持・強化を図るため、消防の広域化及び連携・協力の推進が必要【消防】	○車両や資機材等の施設・設備の計画的な整備に努める【消防】	1-1、1-2、1-3、1-4、2-2、2-3、5-3、7-1、8-4	消防団との連携訓練実施回数	5回/年 (H30)	5回/年 (R3)	消防	消防防災施設整備費補助金 緊急消防援助隊設備整備費補助金	
			消防	○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要【総務】	○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行っていく【総務】	1-2、7-1						
(1)	31	消防施設における非常用電源設備等の整備	消防	○庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要【総務】 ○使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要【総務】 ○大規模災害に備えた消防資機材の充実が必要【総務】	○通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる【総務】 ○使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保に努める【総務】	3-1				総務	消防防災施設整備費補助金 緊急消防援助隊設備整備費補助金 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	
			消防	○指揮本部や消防活動等の機能維持のため、通信手段、非常用電源の確保や燃料の備蓄等、必要な対策を講じることが必要【消防】	○非常用電源の確保や燃料の備蓄、施設内の電気・通信系統の耐災害性の向上に努め、災害発生直後から防災関係機関との連絡や被災情報の収集のための情報通信基盤の確保に努める【消防】	3-1					消防	
(1)	32	消防広域応援体制の強化	消防	○緊急消防援助隊宮崎県大隊として本市消防局の編成部隊について、装備の充実や市内外における訓練の実施等、広域応援体制の強化が必要 ○受援体制について、緊急消防援助隊の円滑な活動体制の確保が必要 ○大規模災害等発生時、人的・物的支援を行うため都城志布志道路の整備を促進することが必要【消防】	○県総合防災訓練及び緊急消防援助隊九州ブロック訓練等に積極的に参加し、補助制度等を利用して装備の充実を努める。また、宮崎県消防相互応援協定や消防相互応援協定を適切に運用する【消防】 ○後方支援拠点施設となる北消防署機能の更なる充実・強化を図り、本市が被災した場合の緊急消防援助隊の円滑な活動体制を確保するため、各関係機関との連携を強化する【消防】	2-3、7-1	消防団広域連携訓練の実施	1回/年 (H28)	1回/年 (R3)	消防	消防防災施設整備費補助金 緊急消防援助隊設備整備費補助金	
(1)	33	ヘリ関係機関の連携強化	消防	○各防災関係機関のヘリコプターの安全確保と効率的な運用のため、運用に係るソフト・ハード両面の整備が必要【消防】	○ヘリコプター離着陸場を確保するなど必要な環境整備について県と連携し推進するとともに、隊員派遣や合同訓練、航空隊員との意見交換会等による連携強化を図る【消防】	2-2				消防		
(1)	34	ヘリ関係機関の連携強化及びヘリコプターによる孤立集落支援体制整備	消防	○消防防災ヘリコプター及び関係資機材の整備と他県等との連携体制を図り、孤立予想集落における臨時離着陸場の確保が必要【総務】	○孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うため、ヘリ運用調整会議等により事前の検討を行い、総合防災訓練等による連携強化を図る。また、ヘリの離着陸場の確保等活動のための体制を整備する【総務】	2-2					総務	
			消防	○孤立集落に対する救急救助活動等を行うためヘリコプターの効率的な活動のための体制を整備することが必要 ○円滑なヘリコプターの運用を図るため、県との連携強化が必要【土木】	○孤立集落に対する救急救助活動等を行うため、ヘリの離着陸場の確保等活動のための体制を整備する。また、円滑なヘリ運用を図るために県と事前の検討を行い、総合防災訓練等による連携強化を図る【消防】	2-2					消防	
(1)	35	市における備蓄推進	物資	○市において計画的な備蓄を進めることが必要【総務】	○避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、市における計画的な備蓄を推進する【総務】	2-1、2-4、2-7	市の備蓄数	食料:14,500食 飲料:23,600ℓ (R1)	食料:19,500食 飲料:25,900ℓ (R7)	総務		
(1)	36	災害緊急車両、優先供給施設への燃料供給体制の確立	物資	○緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定めることが必要【総務】	○緊急車両や重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等との協定締結や、平時から対象施設等について情報共有し、供給体制の検討を進める【総務】	2-5				総務	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(2)	1	建築物の耐震化	住宅	○建築物の耐震化を進めることが必要【土木】	○都市耐震改修促進計画を基に啓発や指導を行う【土木】 ○災害に強いまちづくりをすすめるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する【土木】	1-1、1-2、7-2	特定建築物の耐震化率	78.4% (H26)	95% (R3)	土木	住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震診断事業 住宅・建築物耐震改修事業 防災・安全交付金 (公営住宅等整備事業) 社会資本整備総合交付金 (公営住宅等ストック総合改善事業) 宅地耐震化推進事業
			その他	○文化財の耐震化を進めることが必要 ○市内の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておくことが必要【教育】	○文化財の耐震化を進めることが必要 ○市内の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておく【教育】	8-4	多数の者が利用する建築物の耐震化率	86.4% (H26)	95% (R3)	土木	
			住宅	○住宅の耐震化を進めることが必要【土木】 ○住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要【土木】 ○家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要【総務】	○木造住宅の耐震診断、耐震改修及び危険ブロック塀等の除去に対する補助金制度の活用を推進する【土木】	1-1、7-2	住宅の耐震化率	81.0% (H26)	90% (R3)	土木・総務	住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業 住宅・建築物耐震診断事業
(2)	2	住宅の耐震化	住宅	○住宅の耐震化を進めることが必要【土木】 ○住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要【土木】 ○家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要【総務】	○木造住宅の耐震診断、耐震改修及び危険ブロック塀等の除去に対する補助金制度の活用を推進する【土木】	1-1、7-2	管理不十分な空家等に対する指導・助言	72% (R28)	90% (R3)	土木	空家等対策推進事業
(2)	3	沿道建築物の耐震化	住宅	○沿道建築物の耐震化を進めることが必要【土木】	○都市耐震改修促進計画を基に啓発や指導を行う。【土木】	2-5、4-1、5-4、6-4、7-2	避難路沿道建築物の耐震化率	64.2% (H26)	-	土木	住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業
(2)	4	学校施設の耐震化	住宅	○小中学校について、天井等の非構造部材の耐震化、施設の老朽化対策の推進が必要【教育】	○避難所に指定されている小中学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する【教育】	1-1、2-7	1次避難所の非構造部材耐震化	27% (H28)	90% (R3)	教育	学校施設環境改善交付金
(2)	5	アスベスト対策	その他	○アスベスト吸引による疾患を発生する可能性があるため有害物質飛散の防止対策が必要。【土木】	○建築物使用材料の分析調査と除去等工事が必要。	7-4				土木	住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業
(2)	6	大規模盛土造成地マップの作成・公表	その他	○大規模盛土造成地マップの作成・公表が必要【土木】	○情報基盤対策（マップ化、造成年代調査）を図る【土木】	1-1	公表	100% (H31)	100% (R4)	土木	宅地耐震化推進事業
(2)	7	上水道施設の災害対策（上水道施設等の耐震化推進）	その他	○上水道施設の耐震化及び浄水場等の施設に自家発電設備の整備が必要【総務・水道】	○国の交付金制度の活用等も含め、上水道施設の耐震化を計画的に進める。また、電源確保のための自家発電設備の整備を推進する【総務・水道】	2-1、2-4、6-2	上水道管の基幹管路の耐震適合率	28.69% (H28)	37.85% (R3)	総務・水道	生活基盤施設耐震化等交付金 (水道施設等耐震化事業) 緊急飲料水用耐震性貯水槽設置事業（仮）
(2)	8	上水道施設の災害体制の整備	その他	○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道BCPを策定することが必要【水道】	○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道BCPを策定する【水道】	6-2	上水道BCPの策定	未策定 (R1)	-	水道	
			その他	○応援水道事業体受入マニュアルを策定し、支援体制を整備することが必要【水道】	○応援水道事業体受入マニュアルを策定し、支援体制を整備することが必要【水道】	6-2	応援水道事業体受入マニュアルの策定	暫定版策定 (R1)	-	水道	
(2)	9	下水道施設の災害対策	その他	○下水道施設等の耐震対策を推進し、被災時の公衆衛生を確保することが必要 ○下水道BCPに基づく防災訓練の実施が必要【水道】	○下水道総合地震対策計画を策定し、下水道施設（処理場、主要な管渠等）の改築更新を実施することで、被災時の公衆衛生を確保する。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施する【水道】	2-6、6-3	老朽化処理施設の改築更新実施率	32.14% (H28)	67.8% (R3)	水道	防災・安全社会資本整備交付金 (下水道総合地震対策事業)
(2)	10	下水道による浸水対策	その他	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、管渠等の排水施設の整備を推進することが必要	○雨水管理総合計画で規定する段階的整備方針に基づき、ポンプ場や雨水幹線の排水設備の整備を引き続き推進する【水道】	1-3				水道	防災・安全社会資本整備交付金 (下水道事業<浸水対策>)
(2)	11	被災建物応急危険度判定士等の確保	その他	○被災建物応急危険度判定士等の確保が必要	○建築技術職員の資格取得、更新を行い、建築士会等と連携し、判定士の確保を行う【土木】	8-2、8-5				土木	
(2)	12	不特定の者が利用する建築物の防火対策	その他	○不特定の者が利用する建築物の防火対策が必要。	○消防局との連携を図り、共同で査察や指導を行う【土木】	1-2	火災による死者数	3人 (R1)	-	土木	

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(2)	13	住宅の火災予防対策	その他	○住宅用火災警報器設置について、法律による義務化以前に建築された住宅への設置を促進することが必要 ○通電後の火災を防ぐため、地震ブレーカー設置の促進が必要【総務・消防】	○住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報啓発に加え消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する【総務】	1-1, 7-1				総務・消防	
			その他	○住宅用火災警報器の点検・交換の重要性及び停電復旧後の通電時における出火の危険性について市民への周知が必要【消防】 ○防火について住民への周知・啓発が必要【消防】	○住宅用火災警報器の設置推進について、「安心クーポン事業」を戸別訪問により設置・点検・交換を推進する。また、自治公民館等での防火講話を計画的に実施して、大規模災害時の防火対策についての周知を継続する【消防】	1-2, 7-1	①住宅用火災警報器設置率 ②住宅用火災警報器の条例適合率	①81% (H30) ②61% (H30)	①100% (R2) ②-	消防	住宅用火災 警報器設置推進事業
(2)	14	街路や幹線道路の整備の推進	都市	○市街地の街路や感染道路の整備プログラムを策定する必要がある【土木】	○市街地において、避難路として機能する幹線道路等の短期・中長期の道路整備プログラムを策定し、定期的に見直しを行いながら計画的に整備を推進する【土木】	5-4, 6-4	道づくりプログラムの策定	0% (R2)	100% (R3) ※随時見直し	土木	
			都市	○街路や幹線道路の整備を推進することが必要【土木】	○市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備や狭隘道路の拡幅を推進する【土木】	1-1, 7-1	都市計画路線の整備済延長	整備済延長 L=86.865km	-	-	土木
(2)	15	防災空間の確保	都市	○「都市計画マスタープラン」に、土地利用、施設配置、地区計画等による防災都市づくりの基本方針を位置づけることが必要【土木】 ○道路の整備や緑地の確保を図り大規模災害等による延焼防止、一時避難所等の防災空間確保に伴う整備について検討することが必要【土木】	○「都市計画マスタープラン」に、土地利用、施設配置、地区計画等による防災都市づくりの基本方針を位置づける【土木】 ○道路の整備や緑地の確保を図り大規模災害等による延焼防止、一時避難所等の防災空間確保に伴う整備について検討する【土木】	7-1	適正な土地利用誘導に関する普及啓発を目的とした説明会の回数(累計)	- (H28)	4回 (H30~R3)	土木	
(2)	16	市街地等の幹線道路の無電柱化	都市	○市街地等の幹線道路の無電柱化を進めることが必要【土木】	○関係機関と連携して対象路線の選定、無電柱化の実施方法等を検討する。また、防災道路においては、支援物資等の輸送道路としても活用される頻度が高いため、被災者支援等に影響が生じないように対策を講じる【土木】	1-1, 7-1	無電柱化の整備済延長	整備済延長 L=1.4km	-	土木	
(2)	17	避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進	都市	○避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進が必要【土木】	○避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する【土木】	1-1, 7-1				土木	防災・安全交付金事業【都市公園・緑地整備事業】
(2)	18	県立都市公園施設等の耐震化	住宅	○都市公園施設等の耐震化及び更新・補修を進めることが必要【土木】	○都市公園施設等について、公園利用者の安全対策さらには、一時避難施設や防災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する【土木】	1-2				土木	防災・安全交付金事業【都市公園・緑地整備事業】
(2)	19	応急仮設住宅供給体制の充実	都市	○応急仮設住宅供給体制の充実が必要 ○仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要【土木】	○南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、必要と想定される応急仮設住宅建設戸数の建設候補地を早期に確保する【土木】	2-7, 8-5				土木	
(2)	20	一時避難所としての都市公園の整備	都市	○一時避難所としての都市公園の整備が必要【土木】	○避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する【土木】	2-4				土木	防災・安全交付金事業【都市公園・緑地整備事業】
(2)	21	地域コミュニティの活性化	その他	○過疎化等による地域防災力の低下を防ぐため、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化が必要【総合・市民生活・総合支所】 ○災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組みを進めていくことが必要【市民】	○災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組を支援する【総合政策部・市民生活部・各総合支所】	2-2, 2-7, 7-5, 8-2, 8-4	自治公民館加入率	61.7% (R1)	-	総合・市民生活・総合支所	農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
(2)	22	防災機能を有する公園や緑地等の整備促進	住宅	○避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進が必要【土木】	○災害に対する被害拡大の抑制や避難場所の確保など災害に強い市街地を目指した公園整備や公園施設の耐震化や更新を推進する【土木】	1-2				土木	防災・安全交付金事業【都市公園・緑地整備事業】
(2)	23	都市の骨格となる街路等の整備の推進	都市	○緊急輸送路や街路の代替となる幹線道路等の整備プログラムを策定する必要がある【土木】	○緊急輸送道路の補完や避難路として機能する市道の短期・中長期の道路整備プログラムを策定し、定期的に見直しを行いながら計画的に整備を推進する【土木】	5-4, 6-4	道づくりプログラムの策定	0% (R2)	100% (R3) ※随時見直し	土木	
			都市	○街路の代替となる幹線道路等の整備が必要【土木】	○市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備や狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善を推進する【土木】	1-1, 7-1	幅の狭い道路や見通しの悪い道路の解消件数(累計)	1件/年 (H28)	4件 (H30~R3)	土木	
(2)	24	浄化槽の強靱化対策	環境	○浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進することが必要。また、GISを活用した浄化槽台帳システムを活用し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高めることが必要【環境】	○浄化槽について、各種補助制度活用の働きかけや住民意識の啓発など、合併処理浄化槽への転換を促進する。また、GISを活用した浄化槽台帳システムを活用し、把握情報の精度を高める【環境】	8-1				環境	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(2)	25	災害廃棄物処理	環境	○「都城市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制を構築することが必要。 ○災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要【環境】 ○一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要。【総務】	○「都城市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制を構築し、その実効性を高めるため、災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置きするためのストックヤードの確保に努める【環境】	6-3、8-1				環境	
(2)	26	有害物質拡散・流出の防止対策	環境	○健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・県・近隣市町村等の関係機関と連携し対応することが必要【環境】	○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・県・近隣市町村等の関係機関との連携を推進する【環境】	7-4				環境	
(3)	1	福祉施設BCPの促進	福祉	○福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるように、BCPを策定することが必要【総務】	○要配慮者が利用する各福祉施設に対して、施設や設備の耐震化、備蓄などの災害対策を強化すること、被災後の事業の継続と早期の復旧に関するBCPも踏まえた防災対策計画を策定することを促進する【福祉】	2-1、2-5、2-7	社会福祉施設BCPを策定している福祉避難所数	0箇所 (R1)	—	福祉	社会福祉施設等施設整備費補助金 次世代育成支援対策施設整備交付金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 保育所等整備交付金
(3)	2	医療BCPの策定促進	医療	○災害時において、病院機能を維持した上で被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後から変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われることが必要 ○大規模災害が発生しても業務が継続できるように、医療機関のBCPを策定することが必要【健康】	○医療機関の被災状況、地域における医療機関の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたるよう、医療機関におけるBCPの考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける【健康】	2-1、2-5、2-7、6-2	医療機関BCPの策定			健康	
(3)	3	医療施設、社会福祉施設の耐震化促進	医療	○医療施設、社会福祉施設のさらなる耐震化を促進することが必要【福祉・健康】	○入院・入居者の安全を確保するとともに、避難所等に利用される場合もあることから、国庫補助制度等を活用できる医療施設等については、耐震化を進めるよう働きかける【福祉・健康】	1-1、1-2、2-2	医療機関の耐震化			福祉・健康	社会福祉施設等施設整備費補助金 次世代育成支援対策施設整備交付金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 保育所等整備交付金
(3)	4	医療・福祉施設における非常用電源、受水槽の整備	医療	○医療・福祉施設における自立・分散型エネルギー設備の導入が必要 ○医療・福祉施設における非常用電源・自家発電装置、受水槽の設置等及び物資の備蓄を促進することが必要【健康】	○国庫補助制度等を活用できる医療施設について、非常用電源、受水槽の整備を進めるよう働きかける【健康】 ○医師会病院に、地域災害拠点病院として、今後もライフラインの確保や医薬品、食料等の備蓄を働きかける【健康】	2-5				健康	社会福祉施設等施設整備費補助金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(3)	5	医療機関の浸水対策	医療	○災害拠点病院の浸水対策を徹底することが必要【健康】	○河川氾濫等による浸水時においても病院の機能を維持するため、電源設備や検査機器等の上階への移動等、施設の浸水対策を働きかける。【健康】	1-3				健康	
(3)	6	災害時の医療体制整備	医療	○災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の支援が速やかに受けられるよう、県などの関係機関との連携体制の構築が必要【健康】 ○災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制の構築が必要【健康】 ○災害発生時、広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有を図るよう、研修に参加し、また医療施設等の関係機関にも参加を促すことが必要【健康】 ○災害時医療の中核となる災害拠点病院の機能強化が必要【健康】	○県が開催する災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の研修会に、圏域の関係者の参加を働きかける【健康】 ○県と連携し、救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班の支援がスムーズに受けられるよう連携体制の構築を図る【健康】 ○広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有が図られるよう、研修会に参加し、また医療機関にも参加を働きかける【健康】 ○災害拠点病院として整備されている医師会病院は、機能の維持を図る【健康】	2-5				健康	
(3)	7	ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営	医療	○ドクターヘリ、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、広域医療搬送等を想定した体制の整備が必要。【健康】	○ドクターヘリの発着場の維持整備を行うとともに、総合防災訓練等により関係機関との連携強化を図る【健康】	2-5				健康	
(3)	8	孤立集落における医療確保	医療	○孤立集落において医療活動が実施できる体制の整備が必要【土木】	○迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の整備を進めるとともに、災害防除による道路ネットワークの確保を図り、医療確保に努める【土木】	2-2				土木	
(3)	8	孤立集落における医療確保	医療	○孤立集落において医療活動が実施できる体制の整備が必要【健康】	○「宮崎県防災救急ヘリコプター医師現場投入活動実施に関する協定」による陸路でのアクセスが困難な地域等に対する医師の投入により、円滑に医療が提供できるよう、県との連携を図る【健康】	2-2				健康	
(3)	9	医薬品等の確保対策	医療	○支援活動に関する協定締結団体等と、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の構築が必要【総務・健康】	○災害時における支援活動に関する協定締結団体等の協力を得て、災害時に必要とされる医薬品、医療機器、病者用食品等の円滑な供給体制の整備を進める【総務・健康】	2-1				総務・健康	

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(3)	10	被災地における感染症予防・衛生対策	保健	○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止することが必要【福祉・健康】 ○衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要。【健康】 ○避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報や定着させる方法を計画しておくことが必要【健康】 ○浸水住宅の消毒において、迅速適確に実施できるよう県との連携強化が必要【環境】	○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する【健康・福祉】	2-6	避難所運営マニュアルの策定	策定済み (R1)	(定期的に見直し)	福祉・健康・環境	
			保健	○避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要【総務】	○避難所内の土足禁止、食料品とトイレやゴミの位置の配慮など、避難所開設時から感染症予防・衛生対策に配慮した運営ができるよう、日頃から市民や担当職員への周知に努める【健康】	2-6、6-3	簡易トイレ備蓄数	12,340枚 (R1)	32,000枚 (R7)	健康	
(3)	11	避難者の健康対策	保健	○県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備し、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討が必要。 ○大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要【健康】	○県や関係機関と連携し、災害時における避難所生活者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、民間団体、ボランティア等との連携による被災者の把握方法及び支援方法について検討する【健康】	2-7				健康	
(3)	12	要配慮者対策の推進	福祉	○要配慮者に対し、それぞれの特性に応じた避難対策支援の検討が必要【総務】	○要配慮者は、必要とする支援がそれぞれ異なることを踏まえ、啓発イベントや出前防災講座等を通じた確かな広報・周知や、県の支援を受けて住民等への啓発パンフレットの作成・配布等を行う【総務】 ○要配慮者の避難について、地域の特性に応じた共助が重要であるとともに、支援者自身の安全を確保することも重要であるため、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておく。また、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する【総務】 ○要配慮者に対して、個々の状態に配慮したきめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、避難のための用品活用の普及や文字や音声については多言語による情報提供、また、障がいの特性に応じたわかりやすい言葉、文字やイラストによる情報提供等に努める【総務】 ○避難行動要支援者の避難について、行政だけで支援等の対応を行うことは困難であり地域における共助が重要なため、避難支援者自身の安全確保を優先し、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めを行う。次に地域における共助の取組みを進めるため、支援者の安全を考慮した、地域住民と福祉施設等に避難訓練へ参加してもらう【総務】	1-3、1-4				総務	
(3)	13	高齢者施設の防災対策	福祉	○高齢者施設の非常災害時の計画作成、定期的な従業員への周知及び避難訓練が必要【総務・福祉・健康】 ○地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要【総務】	○定期的に実施する指導監査による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練の実施等防災対策の徹底を図る。【福祉・健康】 ○県が所轄庁として実施する社会福祉法人への定期的な指導監査時の確認・指導に合わせ、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練の実施等防災対策の徹底を図る。【福祉・健康】	1-1、1-3、1-4、7-3				福祉・健康・総務	要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成推進
(3)	14	避難行動要支援者対策の推進	福祉	○避難行動要支援者の名簿作成及び定期的な更新と平常時からの地域への名簿の提供と地域等での支援への活用が必要【福祉】 ○避難支援等を実行性のあるものとするため、各分野の関係者や機関同士の連携が必要【総務・福祉・健康】 ○災害が想定される医療・福祉施設の避難計画策定や訓練等が必要【総務】	○避難行動要支援者の名簿作成と更新を行う。個別計画の作成を促進するため、地域の支援体制の確立にむけ支援し、要支援者自らも支援者確保のための努力をするよう促す。また、市民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化による地域防災力の強化を図り、防災や福祉、保健、医療等の関係機関・団体と連携した取組を促進する。【総務・福祉・健康】 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施し、入所者等の安全な避難を図るよう指導する【総務】	1-1、1-3、1-4	避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供	3団体 (R1)	15団体 (R6)	福祉・健康・総務	
				○災害が想定される医療・福祉施設の避難計画策定や訓練等が必要【総務】	○災害時避難行動要支援者個別支援計画の策定	1-1、1-3、1-4	災害時避難行動要支援者個別支援計画の策定	策定の検討・準備、1地区着手(累計) (H30)	15地区中、4地区で着手(累計) (R2)	福祉	
(3)	15	福祉避難所の整備	福祉	○一般の避難所での生活が困難な要配慮者等を受入れるため、福祉避難所の確保を促進することが必要【総務】	○一般の避難所での生活が困難な要配慮者等を受入れるため、福祉避難所の確保を促進する【総務】	2-7	福祉避難所指定数	5箇所 (R1)	9箇所 (R3)	総務	
(3)	16	災害時の福祉体制整備	福祉	○保健医療福祉分野における、地域支援ネットワーク構築の検討が必要【福祉】	○発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のため、地域のボランティア等や地域の関係機関・団体との応援協力体制を構築する【福祉】	2-5				福祉	
(3)	17	災害ボランティアの体制強化	福祉	○市社会福祉協議会等と連携し、市民等に対するボランティア活動の普及・啓発が必要。 ○災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要。【福祉】	○市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努め、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援し協力する【福祉】	2-7、8-2、8-4、8-5	災害時ボランティア・NPOの登録団体数	0団体 (R1)	-	福祉	

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(3)	18	民生委員・児童委員の確保【再掲】	福祉	○平常時から避難支援活動を行っている民生委員・児童委員の欠員地区を無くすことが必要【福祉】	○民生委員・児童委員が、平常時の避難支援への活動に組みやすいように連携を図り支援する。また、民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消に努める【福祉】	8-4	民生委員・児童委員充足率	93% (H28)	95% (R3)	福祉	
(3)	19	被災者の生活再建支援	福祉	○被災者生活支援措置の迅速かつ円滑に進めるため、関係課と連携した実施体制を構築することが必要【福祉】	○被災者生活支援措置の制度内容及び手続について住民への周知を図り、関係課と連携し円滑な手続の実施に努める【福祉】	8-5				福祉	
(4)	1	再生可能エネルギーの導入	エネルギー	○自立運転機能を備えた太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入が必要【福祉】	○庁舎や市所管施設、災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設や蓄電池等の設備を導入し、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する【総務・環境・教育】	3-1				総務・環境・教育	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業） 学校施設太陽光屋根貸し事業
(4)	2	自立・分散型エネルギーの導入促進	エネルギー	○再生可能エネルギーの導入の促進が必要【環境】	○エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギーの導入を促進する【環境】	2-2、5-2、6-1				環境	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
(4)	3	災害協定の締結等による燃料供給	エネルギー	○緊急通行車両等や優先供給施設の供給について、災害時応援協定を締結し災害応急対策活動に支障が生じない体制の構築が必要 ○住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要 ○SS過疎地問題の解決に向けた対策を進めることが必要【総務】	○災害時応援協定を締結し災害応急対策活動に支障が生じないような体制を構築し、中核SSなどの情報共有についても県との連携を強化する【総務】	2-1、2-5、4-1、4-2、5-2、6-1、8-5				総務	災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費（過疎地等における石油製品の流通体制整備事業） 次世代燃料供給体制構築支援事業費（SS過疎地対策計画策定支援事業）
(4)	4	電力事業者における災害対策	エネルギー	○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請し、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について平時より連携が必要【総務】	○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請し、大規模災害を想定した連絡体制、応急復旧対策等について平時から連携の強化を図る【総務】	4-1				総務	
(4)	5	停電の早期復旧	エネルギー	○台風などによる倒木により長期停電及び復興プロセスの検討が必要【土木】	○電力会社と市や協定事業者との連携を通じた伐採の迅速化や電源車の派遣の効率化など、停電の早期復旧に向け関係機関と連携を強化する【土木】	4-1、6-1				土木	
(4)	6	情報インフラの確保対策	情報通信	○情報通信業と各産業の複雑な相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性を評価することが必要 ○情報通信の効果的・効率的な復旧のため、電気通信事業者との相互認識共有及び情報・意見交換が必要【総務】	○情報通信業と各産業との複雑な相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める【総務】 ○国、市町村、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、アラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取組を推進する【危機 総務】	4-1				総務	無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線LAN環境整備支援事業）
(4)	7	放送事業者・通信事業者における災害対策	情報通信	○放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底が必要 ○大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について平時から密に連携することが必要【総務・総合】	○放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請し、大規模災害を想定した連絡体制、応急復旧対策等について平時から連携の強化を図る【総務・総合】	4-2				総合・総務	
(4)	8	防災拠点における無線LAN環境整備	情報通信	○防災拠点において、無線LAN環境の整備の検討が必要【総務】	○市庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備を検討する【総務】	4-1				総務	
(4)	9	避難施設における通信整備の確保	情報通信	○指定避難所等の非常用電源設備の設置や災害用通信設備（特設公衆WiFi）の整備について検討することが必要【総務】	○指定避難所における災害用通信設備（特設公衆WiFi）の整備や、携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置・整備について検討を進める【総務】	2-2、2-7				総務	
(4)	10	企業防災の促進	産業	○専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP策定を促進し、BCPに基づく災害対策を促進する必要がある【総合・総務・商工】 ○企業等は平常時から自治体や消防団、自主防災組織等との連携が必要【総務】 ○商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要【総務・商工】	○企業等が、平常時から防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携を深め、防災の観点からの企業の社会貢献の啓発を推進する【総務】 ○「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域」における企業の対策計画の策定を促進する。【総務】	1-1、5-1、5-2、5-3、5-5、6-1、8-5、8-6				総務・総合・商工	
(4)	10	企業防災の促進	産業	○専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP策定を促進し、BCPに基づく災害対策を促進する必要がある【総合・総務・商工】	○専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP策定を促進し、BCPに基づく災害対策を促進する【総合・総務・商工】【再掲】	5-1、5-2、5-3、5-5、6-1、8-5、8-6				総務・総合・商工	
(4)	11	事業所等における備蓄促進	産業	○事業者等に帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進することが必要。【総務】	○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する【総務】	2-4				総務	



個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(4)	12	被災中小企業等の再建支援	産業	○被災中小企業等の再建を促進するため、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について、関係機関等と連携する【商工】	○被災中小企業等の再建を促進するため中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について、関係機関等と連携する【商工】	5-1,8-5				商工	
(4)	13	離職者の再就職支援	産業	○地震等により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者への求人情報等の提供を行う労働局等と連携を図り協議・検討していく【商工】	○地震等により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者への求人情報等の提供を行う労働局等と連携を図り協議・検討をしていく【商工】	8-5				商工	
(4)	14	食品事業者等との連携強化	産業	○食品流通に係る事業を維持または早期再開を目的として、市、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制について検討が必要【総務】	○災害時、食品流通に係る事業の維持や早期再開を目的として、市、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制やサプライチェーンに係る企業連携型のBCPについて検討を進める【総務】	5-5				総務	
			産業	○食品流通に係る事業を維持または早期に再開させるため、他市場との連携・協力体制について検討が必要【農政】	○災害時、食品流通に係る事業の維持や早期再開を目的として、全国公設地方卸売市場協議会会員市場間の災害時相互連携について推進を図る【農政】	5-5				農政	
(4)	15	旅行者等への防災対策	産業	○観光客等に対し、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討することが必要【商工】	○本市を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど観光事業者等と連携した危機管理対策を進める【商工】 ○Wi-Fi等通信環境の整備し、外国人や旅行者等への防災情報のスムーズな提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る【商工】	1-2,2-4,2-7				商工	
(4)	16	観光客誘致対策	産業	○災害後、旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討が必要【商工】	○災害後、本市への旅行等を控える観光客対策として、市内観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集し、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う【商工】	8-6				商工	
			産業	○風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要【総合・総務】	○風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報する【総合・総務】	8-6					
(4)	17	危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等	産業	○施設内での危険物等の飛散・漏えいによる爆発的な火災が発生するおそれがあるため、災害対応能力の向上と施設関係者及び関係団体等との連携強化が必要【消防】	○市内に存する危険物施設、物品等を把握し、起こりうる火災・危険物災害等に対する災害対応能力の向上を図る。また、予防査察の強化や平時における訓練を重ねて施設関係者及び関係団体等並びに県との連携をさらに進め、大規模災害対応能力の強化に努める【消防】	5-3,7-4				消防	
(4)	18	農地農業用施設の保全	農林水産	○農業水利施設の効率的な機能保全対策等を推進することが必要【農政】 ○農業水利施設の耐震化を図ることが必要【農政】 ○地域農業の復旧・復興手順の共有、農業用施設等の施設台帳のバックアップ、災害時における基幹的農業水利施設や共同施設に関する情報収集の整理を行うことが必要。【農政】	○環境との調和に配慮し、パイプライン化等により水管理の省力化を図る【農政】 ○老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による長寿命化・安全性の向上を図り、生産効率の向上及び競争力ある農業の実現を図る【農政】 ○地域農業の復旧・復興手順の共有、農業用施設等の施設台帳のバックアップ、災害時における基幹的農業水利施設や共同施設に関する情報収集の整理を行う。【農政】	5-3,5-5,7-5				農政	農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農村地域防災減災事業 鳥獣被害防止総合対策交付金
(4)	19	基幹的農業水利施設の長寿命化	農林水産	○施設の老朽化や災害リスクが高まっていく中で、農業の持続的な発展には農業生産活動が安心して行われることが重要。 ○農業水路等の農業施設が将来にわたり、機能を安定的に発揮していくことが大切。 ○適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施し、農地や農業用施設を健全な状態に保つことが必要。【農政】	○農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図る【農政】 ○水管理労力の軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復する【農政】 ○被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、農業の持続的な発展を図る【農政】	5-3,5-5				農政	農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(4)	20	集落排水施設の機能保全	農林水産	○農業集落排水施設の機能診断及び最適整備構想策定未実施箇所について実施を促進することが必要。【水道】	○農業集落排水施設の老朽化対策について、国庫補助金を活用して最適整備構想を策定し、その計画を基に老朽化対策を進めていく【水道】	2-6,6-3	機能診断実施率	50% (R1)	100% (R2)	水道	農山漁村地域整備交付金事業（農業農村基盤整備事業）
(4)	21	農業用ため池等の防災対策	農林水産	○人命・財産への影響がある農業用ため池（防災重点ため池）の耐震調査の実施が必要。 ○「防災重点ため池ハザードマップ」を作成し、周知することが必要【農政】	○人命・財産への影響のある農業用ため池（防災重点ため池）の耐震調査の実施や「防災重点ため池ハザードマップ」を作成し、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのある防災重点ため池の整備を推進する【農政】	5-3,5-5,7-3,7-5				農政	
(4)	22	災害発生時の情報発信	農林水産	○農業者から農地農業用施設の被害状況を聴き取り、災害復旧を図ることが必要。 ○「防災重点ため池ハザードマップ」を作成し、周知することが必要【農政】	○農地農業用施設において、豪雨や地震等による被災を受けた方々から要望を受付けて、耕作に支障のないように災害復旧を進める【農政】	8-6				農政	
(4)	23	森林の整備	農林水産	○計画に基づく効率的な森林施策を実行し、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させることが必要【環境】	○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、計画に基づく効率的な森林施策を実行し、多様な森林の造成等により下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する【環境】	7-5				環境	治山事業 林業・木材産業成長産業化促進対策 農山漁村地域整備交付金 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取組みや事業
(5)	1	河川改修等による水害対策	ハード対策	○河川改修等による水害対策を進めることが必要【土木】	○災害を未然に防止し被害を最小限にするため、河川の整備と適切な維持管理、老朽化対策を進める【土木】	1-3				土木	河川整備 維持管理老朽化対策
(5)	2	防災対策の推進	ハード対策	○緊急輸送道路を補完する防災道路と物資輸送ルートになることが予想される地域間を接続する幹線道路において、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に進めることが必要【土木】	○緊急輸送道路を補完する防災道路と物資輸送ルートになることが予想される地域間を接続する幹線道路において、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に進める【土木】	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 3-1, 4-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5, 6-1, 6-2, 6-4				土木	
(5)	3	土砂災害危険箇所周知	ソフト対策	○市総合防災マップの見直し、総合防災マップを活用した住民の避難訓練の実施が必要。 ○土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要【総務】	○都市圏総合防災マップを見直し、改定後のマップを配布し危険箇所の周知を図る。また、総合防災マップを利用した住民の避難訓練等の実施により地域防災力の向上を図る【総務】	1-4	総合防災マップの更新	総合防災マップ作成済 (H29)	総合防災マップ更新 (R3)	総務	
(5)	4	山地災害の復旧や土砂流出の防止	ハード対策	○治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進することが必要【土木】 ○保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進めることが必要【環境】	○山地災害危険地区の森林において、危険地区の解消を図るための、治山施設の整備が円滑に進捗するよう積極的に推進する。また、危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを県と連携し推進する【土木】 ○国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備に県と連携しながら推進する【環境】	1-4, 7-5				環境・土木	治山事業 林業・木材産業成長産業化促進 策 森林・山村多面的機能発揮対策 交付金 農山漁村地域整備交付金
(5)	5	木材利用を促進する技術開発	ハード対策	○森林の荒廃を防止し土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮するため、新たな利用先として期待されるC L T等をはじめ、木材の多様な利用技術開発を推進することが必要【環境】	○木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるC L Tを活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた県の取組に協力する【環境】	7-5				環境	
(5)	6	農業用ため池等の防災対策【再掲】	ソフト対策	○人命・財産への影響がある農業用ため池（防災重点ため池）の耐震調査の実施が必要 ○「防災重点ため池ハザードマップ」を作成し、周知を図ることが必要【農政】	○人命・財産への影響のある農業用ため池（防災重点ため池）の耐震調査の実施や「防災重点ため池ハザードマップ」を作成し、ため地近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのある防災重点ため池の整備を推進する【農政】	1-4				農政	農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災 事業
(5)	7	水防災意識社会の再構築	ソフト対策	○「水防災意識社会」の再構築を進めることが必要 ○国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することが必要【総務】 ○浸水想定区域に居住する住民等に対し、近年の水害事例を交えた防災研修や訓練を行い意識改革を図ることが必要【総務】	○国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携・協力して減災の目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める【総務】 ○浸水想定区域に居住する住民等に対し、近年の水害事例を交えた防災研修や訓練を行い意識改革を図る【総務】	1-3				総務	
(5)	8	洪水ハザードマップ等の更新	ソフト対策	○ハザードマップの情報の更新と住民への一層の周知が必要【総務】	○最新の情報を分かりやすく記載したハザードマップにするため、随時更新行う。また、ハザードマップの有効な活用のために啓発を推進する【総務】	1-3				総務	
(5)	9	土砂災害危険箇所対策	ソフト対策	○改正土砂法に基づき要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・避難訓練の実施を促進することが必要【総務】	○土砂災害危険箇所に指定された要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・避難訓練実施の促進を図る【総務】	1-4				総務	
(5)			ハード対策	○「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を県の補助を受けて、がけ地対策を行うことが必要【土木】	○土砂災害危険箇所に指定された要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・避難訓練実施の促進を図る【総務】	1-4				土木	急傾斜地崩壊対策事業 危険住宅移転事業
(5)	10	国、県砂防事業の促進	ハード対策	○損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について、適切な維持管理や長寿命化を図ることが必要【土木】	○既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるため、国や県が実施する適切な維持管理、老朽化対策の促進に必要に応じて協力する【土木】	7-3				土木	砂防事業
(5)	11	岩瀬ダム再生事業の促進	ハード対策	○ダム機能が保持されるよう、岩瀬ダム再生事業の促進、適切な維持管理、老朽化対策の促進を行うことが必要【土木】	○国、県等が実施する岩瀬ダム再生事業の促進、適切な維持管理、老朽化対策の促進に必要に応じて協力する【土木】	7-3				土木	岩瀬ダム再生事業
(5)	12	内水浸水被害対策	ハード対策	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、管渠等の排水施設や遊水地の整備を推進することが必要【水道・土木】	○雨水管理総合計画で規定する段階的整備方針に基づき、内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水設備の整備を推進する【水道】	8-3				水道	防災・安全社会資本整備交付金 (下水道事業<浸水対策>)
(5)	13		ハード対策		○国が実施する大岩田遊水地の整備について、必要に応じて協力する【土木】	8-3				土木	大岩田遊水地整備事業
(5)	14	地籍調査の推進	ソフト対策	○災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておくことが必要【農政】	○災害復旧を迅速に行うため土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、国に対して県と連携を図り、予算確保の要望活動を行う【農政】	8-5	地籍調査進捗率	82.63% (R1)	87.47% (R11)	農政	
(5)	15	健全な水循環の維持・回復	ハード対策	○限りある水資源を有効に活用するため、水資源の確保を進めることが必要。	○県と連携し持続可能な地下水の保全に努める。また、水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、県及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する【環境】	6-2				環境	
(5)			交通	○山間地等における避難路や代替輸送路確保のため、交通ネットワークとして林道等の適正な保全対策が必要【環境】	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、林道、農道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策を推進する【環境・農政】	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 6-4				環境	
(5)			交通	○物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保が必要【農政】		2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 5-4, 5-5, 6-4				農政	

個別分野	枝番	施策	分類	脆弱性の評価	施策の推進方針	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値	担当部	主な取り組みや事業
(5)	16	緊急輸送等のための交通インフラの確保	交通	○国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要【土木】	○地域高規格道路「都城志布志道路」の早期完成の要望を行う【土木】 ○物資輸送ルートの確保において、緊急輸送道路を補完する市道が代替ルートになることがあるため、環状路線を含め複数の輸送ルートの確保を図る【土木】 ○防災道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進し、円滑な輸送体制の確保のため、随時指定路線の見直し等を推進する【土木】 ○幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態を回避するため、道路施設の老朽化対策を促進する【土木】	2-1、2-2、2-3、 2-4、2-5、5-1、 5-4、5-5、6-4、 6-5	都城志布志道路早期開通に向けた年間当たりの要望活動回数、九州地方整備局、県の順	4回、4回(R1)	—	土木	都城志布志道路整備関連事業
(5)	17	緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	交通	○同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討することが必要。 ○大規模災害発生時、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されないよう、早期に道路啓開を実施することが必要 ○大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要【総務】	○都城市地域防災計画における緊急輸送道路や防災道路の早期啓開を図るため、建設業者等と連携し、啓開体制を構築する【総務】 ○同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、迅速な道路啓開方法等について、建設業者等と連携し検討を進める【総務】	2-1、2-2、2-3、 2-4、2-5、8-1、 8-2				総務	
(5)			交通	○国・県が管理する緊急輸送道路の啓開を優先する必要があるため、道路管理者から応援要請がある場合の協力体制を整えていく【土木】 ○市道が代替路線になることも考慮し建設業協会等との応援協定の充実を図り啓開体制の構築を図る【土木】	2-1、2-2、2-3、 2-4、2-5、8-1、 8-2	道路改良事業進捗率（事業費ベース） 【甲斐元通線（歌舞伎橋）】	20% (H28)	100% (R3)	土木	基幹道路等の整備 道路施設適正管理推進事業 橋りょう長寿命化修繕事業	
(5)	18	高速道路のミッシングリンクの早期解消	交通	○高速道路のミッシングリンクの早期解消が必要【土木】	○人的・物的支援を行うために、太平洋沿岸地域・志布志港と後方支援都市である都城市を結ぶ「防災対策機能の強化」を図る路線として早期全線開通の要望をしていく【土木】	1-1、5-2、5-4、 5-5、6-1、6-4				土木	
(5)	19	市街地等の幹線道路の無電柱化	交通	○市街地等の幹線道路の無電柱化を進めることが必要【土木】	○電柱の脆弱性を解消するために、関係機関と連携して対象路線の選定、無電柱化の実施方法等を検討する。 ○防災道路において、支援物資等の輸送道路としても活用される頻度が高いため、被災者支援に影響が生じないよう対策を講じる【土木】	2-4、2-5、7-2				土木	
(5)	20	東九州新幹線の整備計画路線への格上げ	交通	○広域交通の代替性を確保するため、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化することが必要。【土木】	○広域交通の代替性を確保するため、県や関係自治体と連携を図りながら、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを国に働きかける【土木】	5-4、6-4				土木	
(5)	21	災害協定の締結等による生活物資の調達	物流	○民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備が必要【総務】	○市内民間事業者との協力協定等の締結を進めるとともに、災害時の調達体制について日頃から連携を推進する【総務】	2-1				総務	
(5)	22	主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進	交通	○鉄道橋や駅舎の倒壊による避難や応急対策の障害を防ぐため、施設の耐震化や防災対策の強化を図り、事業者等に促進することが必要【総合】	○鉄道橋や駅舎の倒壊により、避難や応急対策に障害がおよぶことを防ぐため、施設の耐震化や防災対策の強化を図り、事業者に対して働きかける【総合】	1-1、1-2、2-4、 5-4、8-3				総合	
(5)	23	鉄道利用者の避難対策	交通	○鉄道の利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等と連携した対策を進めることが必要【総務】	○被災するおそれのある鉄道の利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等において避難対策の徹底し、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進める【総務】	1-3				総務	
(5)	24	地域交通網の確保	交通	○地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保することが必要【総合】	○地域コミュニティを維持するため、広域的なバス路線についてバス事業者への運行費補助等による維持・確保を努め、バス路線で対応が困難な地域については、コミュニティバス等の運行により支線交通の確保・維持に取り組む【総合】	8-4				総合	地域公共交通対策事業 広域的バス路線等運行費 公共交通網整備推進事業
(5)	25	支援物資受入体制の確立	物流	○市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要。【総務】 ○大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要。【総務】 ○平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。【総務】	○市内外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるために、地域内輸送拠点の機能強化や代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮した計画を策定し、防災訓練等を通じてその実効性を高める【総務】	2-1、5-5	物資輸送に関する訓練の実施回数	2回 (R1)	1回/年	総務	
(5)	26	道路の防災・減災対策	交通	○道路の防災・減災対策が必要 ○長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を図ることが必要【土木】	○災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の道路を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める【土木】	2-1、2-2、2-3、 2-5、5-4、5-5、 6-4、6-5	橋梁点検実施率	100% (R1)	—	土木	防災・安全交付金事業

# 都城市国土強靱化地域計画

---

< 別紙 >

宮崎県都城市

R4. 1. 12 修正

公共施設・住宅								
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間		事業主体	リスクシナリオ
					始期	～ 終期		
社会資本整備総合交付金事業	都城運動公園	運動公園整備	一式	2,438,376	R2	～ R7	都城市	2-1、2-3、2-5
防災・安全交付金	都城運動公園	防災機能を備えた屋内練習場の整備	一式	1,606,505	R4	～ R6	都城市	2-1、2-3、2-5
物産振興拠点施設整備事業	道の駅「都城」(仮称)	現道の駅のリニューアル	1.9ha	273,899 (R2)	R2	～ R5	都城市	1-1、1-2
社会資本整備総合交付金事業	山之口運動公園	運動公園整備	一式	7,478,084	R2	～ R6	都城市	2-1、2-3、2-5
都市構造再編集中支援事業	山之口地区	駅舎整備 地区公民館改修	一式	1,155,000	R3	～ R7	都城市	3-1、4-3、6-4
防災・安全交付金 公営住宅施設整備事業	花木第3団地	建替	2棟	1,833,630	R2	～ R5	都城市	1-1
防災・安全交付金 公営住宅施設整備事業	都原団地	建替	3棟	3,809,735	R4	～ R11	都城市	1-1
社会資本整備総合交付金事業 公営住宅等ストック総合改善事業	内堀団地外	外壁改修 屋根改修	35棟	852,693	R2	～ R8	都城市	1-1
防災・安全交付金 宅地耐震化推進事業	市内全域	ハザードマップの公表	132箇所	7,372	R2	～ R2	都城市	1-1
防災・安全交付金 住宅・建築物耐震改修事業 (耐震診断事業)	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅	耐震性能に関する診断	95戸	12,920	R3	～ R7	民間	1-1、1-2、7-2
防災・安全交付金 狭隘道路拡幅整備事業	都市計画区域内	後退用地の分筆登記・ 道路拡幅	260件	92,442	R4	～ R8	民間	1-1、1-7
防災・安全交付金 住宅・建築物耐震改修事業 (耐震改修事業)	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅	耐震改修工事による耐震性の確保	75戸	93,750	R3	～ R7	民間	1-1、1-2、7-2
防災・安全交付金 住宅・建築物耐震改修事業 (危険ブロック塀等除却促進事業)	小学校通学路範囲内の危険性のあるブロック塀	危険ブロック塀の撤去、建替えによる安全性の確保	40件	14,240	R4	～ R7	民間	1-1、1-2、7-2
社会資本整備総合交付金 空家等対策推進事業	特定空家等、不良空き家	特定空家等の解体除却	85件	56,250	R3	～ R8	民間	1-1、7-2
防災・安全交付金 がけ地近接等危険住宅移転事業	市内全域	危険住宅移転	5戸	34,147	R3	～ R8	民間	1-4

公共施設・住宅								
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間		事業主体	リスクシナリオ
					始期	～ 終期		
防災・安全交付金 アスベスト対策推進事業	市内全域	建築物使用材料の分析と除去工事	44件	14,800	R4	～ R7	民間	7-4
浄化槽設置整備事業	個人住宅 ※既存、単独浄化槽、くみ取り槽からの転換が対象	生活排水対策 河川浄化対策	2103基	856,848	R2	～ R4	都城市	2-6,6-3
学校施設環境改善交付金 西岳小学校建設事業	西岳小学校	長寿命化改良工事 非構造部材の耐震化	1校	616,232	R3	～ R4	都城市	1-1
学校施設環境改善交付金 乙房小学校建設事業	乙房小学校	新增改築工事 非構造部材の耐震化	1校	1,122,551	R4	～ R5	都城市	1-1
学校施設環境改善交付金 非構造部材耐震化事業	明道小学校	非構造部材の耐震化	1校	11,500	R4	～ R4	都城市	1-1
学校施設環境改善交付金 小学校運動場改修事業	沖水小学校	運動場改修工事	1校	31,189	R4	～ R4	都城市	2-7
高城総合支所非常用発電機交換	高城総合支所	非常用発電機の交換	1	13,500	R4	～ R4	都城市	2-1
高城郷土資料館非常用発電機取替修繕	高城郷土資料館	非常用発電機の交換	1	7,590	R3	～ R4	都城市	2-1
高城勤労青少年ホーム床修繕	高城勤労青少年ホーム	床及び鋼製床組の修繕	1	37,002	R4	～ R4	都城市	1-1
地区公民館整備事業(高城地区)	有水分館	屋根の補修		1,540	R3	～ R3	都城市	1-1

保育施設								
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間		事業主体	リスクシナリオ
					始期	～ 終期		
保育所等整備交付金事業	上長飯認定こども園、天竜幼稚園、一万城幼稚園、谷頭こども園、アソカ幼稚園、ぽっぽ保育所	建替えによる耐震化	6233.06㎡	810,792	R2	～ R5	都城市	1-1

橋梁・トンネル							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
道路メンテナンス事業	嶽野橋	補修設計	28.8m	6,000	R2 ~ R2	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	五十山橋	再塗装	7.2m	5,000	R2 ~ R2	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	高桜橋	撤去及び道路復旧	38.4m	80,000	R2 ~ R3	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	大菌橋	架替	6.2m	120,000	R2 ~ R2	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	北条橋	再塗装	19.7m	5,000	R2 ~ R3	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	野々宇都1号橋	再塗装	24.5m	9,000	R2 ~ R3	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	有ノ木橋	再塗装	22.4m	6,000	R2 ~ R3	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	歌舞伎橋	架替	140m	107,000	R2 ~ R2	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	柿ヶ野橋	ひび割れ補修	2.5m	3,000	R2 ~ R2	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	仁田ヶ平橋	床版架け替え	8.9m	30,000	R2 ~ R3	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	割田橋	再塗装	38.9m	33,000	R3 ~ R4	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	亀郷橋	再塗装	25.9m	47,000	R3 ~ R4	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	平田橋	再塗装	33.1m	45,000	R3 ~ R4	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	平田橋	ひび割れ補修	91.9m	19,000	R3 ~ R4	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	縦之元橋	床版架け替え	6m	30,000	R2 ~ R3	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	片ヶ八重6号橋	再塗装	6.3m	4,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	高木橋	ひび割れ補修	240m	34,000	R4 ~ R5	都城市	6-4

橋梁・トンネル							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
道路メンテナンス事業	柳田橋	再塗装	20m	39,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	温泉橋	再塗装	13.2m	7,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	水流川間橋	ひび割れ補修	8.1m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	北ノ久保1号橋	ひび割れ補修	11m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	御間布志橋	ひび割れ補修	9.6m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	白谷橋	ひび割れ補修	7.1m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	山内橋	ひび割れ補修	10.1m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	立野橋	ひび割れ補修	16.4m	6,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	瀬之口橋	再塗装	38.5m	20,000	R4 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	松ヶ迫橋	ひび割れ補修	32.2m	5,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	本八重橋	再塗装	15.4m	5,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	一ノ谷橋	ひび割れ補修	42.2m	3,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	鐘突橋	再塗装	16.4m	3,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	山神原橋	ひび割れ補修	54m	6,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	第二菖蒲ヶ谷橋	ひび割れ補修	38.7m	3,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	田中橋	ひび割れ補修	34.8m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	菖蒲ヶ谷橋	ひび割れ補修	37m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4



橋梁・トンネル							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
道路メンテナンス事業	片ヶ八重5号橋	ひび割れ補修	6.2m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	高塚橋	ひび割れ補修	6.9m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	平山1号橋	再塗装	11m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	下椎屋橋	ひび割れ補修	10m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	無名橋	再塗装	6.6m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	下大池橋	再塗装	11.5m	19,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	中霧島橋	ひび割れ補修	14.2m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	無名橋	再塗装	7.2m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	下七々瀬谷橋	ひび割れ補修	7m	2,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	宮島橋	再塗装	30.8m	10,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	樋通橋	再塗装	40.1m	34,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	権堀橋	ひび割れ補修	69m	9,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	田平橋	ひび割れ補修	51.1m	15,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	桜木橋	再塗装	56.3m	34,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	不動橋	再塗装	70.6m	14,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	中早水橋	ひび割れ補修	17m	8,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	日平橋	再塗装	14.5m	7,000	R5 ~ R6	都城市	6-4

橋梁・トンネル							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
道路メンテナンス事業	荒田橋	再塗装	43.3m	18,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	広見橋	ひび割れ補修	56m	7,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	大坪橋	再塗装	20.2m	30,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	松八重3号橋	再塗装	14.5m	5,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	上関之尾橋	ひび割れ補修	52m	4,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	二巖寺橋	ひび割れ補修	85m	8,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	本城橋	ひび割れ補修	76.8m	8,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	町倉橋	ひび割れ補修	63.9m	8,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	瀬戸下橋	再塗装	24.2m	8,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	栗巣橋	ひび割れ補修	28.9m	8,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	上平田橋	ひび割れ補修	89.8m	8,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	上大王橋	再塗装	21.5m	14,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	樋ノ前橋	ひび割れ補修	15m	6,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	宮丸橋	ひび割れ補修	97.4m	34,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	上川崎橋	ひび割れ補修	63m	5,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	惣谷橋	再塗装	22.5m	7,000	R7 ~ R7	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	平橋1号橋	ひび割れ補修	8.6m	13,000	R4 ~ R5	都城市	6-4

橋梁・トンネル							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
道路メンテナンス事業	宇野橋	再塗装	15.5m	30,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	都原陸橋	ひび割れ補修	30m	18,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	下東岳橋	断面修復	145m	14,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	前田橋	ひび割れ補修	85.5m	29,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	萩原橋	ひび割れ補修	35.6m	12,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	飯留橋	ひび割れ補修	81.8m	32,000	R5 ~ R6	都城市	6-4
道路メンテナンス事業	田辺谷橋	断面修復	6.5m	7,000	R5 ~ R6	都城市	6-4

河川							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
山之口運動公園関連整備事業	佐土原川	河川改修	L=350m	142,184	R2 ~ R6	都城市	1-3、7-5
河川事業	大淀川水系 横市川	築堤、樋門、橋梁	4,030m	—	R2 ~ R11	宮崎県	1-3、7-5
河川事業	大淀川水系 花の木川	築堤、堰、樋門、橋梁	1,850m	—	R2 ~ R11	宮崎県	1-3、7-5
河川事業	大淀川水系 山田川	築堤、堰、樋門、橋梁	2,040m	—	R2 ~ R11	宮崎県	1-3、7-5

市道							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
電源立地地域対策交付金事業	上轟・中轟線	舗装補修	300m	36,000	R2 ~ R5	都城市	2-2、5-4、6-4、6-5
電源立地地域対策交付金事業	田原大久保線	舗装工事	350m	40,000	R2 ~ R6	都城市	6-4
防災・安全社会資本整備交付金	丸岡440号線	現道拡幅	L=415m	200,000	R2 ~ R6	都城市	5-4、6-4
道づくりプログラム事業	市内の道路	道路整備計画		50,000	R3 ~ -	都城市	5-4、6-4
防衛施設周辺民生安定施設整備事業	鷹尾都原線	道路改良	1413m	3,060,000	R2 ~ R6	都城市	2-1.2-2.2-4.2-5.5-4.6-4
防災・安全社会資本整備交付金	山野原・前目線		300m	56,904	R2 ~ R5	都城市	2-1.2-2.2-4.2-5.5-4.6-4
防災・安全社会資本整備交付金	吉尾・千草線(吉尾工区)		550m	67,400	R2 ~ R4	都城市	2-1.2-2.2-4.2-5.5-4.6-4
防災・安全社会資本整備交付金	原村・今町線(油田工区)		80m	196,500	R3 ~ R5	都城市	2-1.2-2.2-4.2-5.5-4.6-4
防災・安全社会資本整備交付金	万ヶ塚・庄内線(丸野工区)		420	126,500	R3 ~ R7	都城市	2-1.2-2.2-4.2-5.5-4.6-4
社会資本整備総合交付金事業	鷹尾・上長飯通線(川東工区)	交差点改良	183.2	219,100	R4 ~ R6	都城市	2-1.2-2.2-4.2-5.5-4.6-4
社会資本整備総合交付金事業	高木・広瀬線(太郎坊工区)	交差点改良	230	72,000	R4 ~ R4	都城市	2-1.2-2.2-4.2-5.5-4.6-4
防災・安全交付金	五十市小東通線	舗装工事	A=4900m <sup>2</sup> L=700m	60,000	R3 ~ R4	都城市	6-4
防災・安全交付金	西之前通線(大王工区)	舗装工事	A=6750m <sup>2</sup> L=900m	90,000	R3 ~ R5	都城市	6-4
防災・安全交付金	神之山・高木線(高木工区)	舗装工事	A=6750m <sup>2</sup> L=900m	90,000	R3 ~ R5	都城市	6-4
防災・安全交付金	母智丘通線	舗装工事	A=27000m <sup>2</sup> L=3000m	300,000	R2 ~ R4	都城市	6-4
防災・安全交付金	庄内・山田線	舗装工事	A=19500m <sup>2</sup> L=2600m	221,000	R2 ~ R4	都城市	6-4
防災・安全交付金	平塚・関之尾線(横市工区)	舗装工事	A=13500m <sup>2</sup> L=1800m	160,000	R3 ~ R6	都城市	6-4

市道							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費 (千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
防災・安全交付金	平塚・関之尾線(関之尾工区)	舗装工事	A=13500m <sup>2</sup> L=1800m	160,000	R3 ~ R6	都城市	6-4
防災・安全交付金	平塚・関之尾線(蓑原工区)	舗装工事	A=13500m <sup>2</sup> L=1800m	160,000	R3 ~ R6	都城市	6-4
防災・安全交付金	下川東・穂満坊線	舗装工事	A=16200m <sup>2</sup> L=2700m	225,000	R2 ~ R3	都城市	6-4
防災・安全交付金	高崎・山之口線(大井手工区)	舗装工事	590m	50,000	R2 ~ R2	都城市	6-4
防災・安全交付金	穂満坊山之口停車場線	舗装工事	500m	85,000	R2 ~ R4	都城市	6-4
防災・安全交付金	高崎・山之口線(牧原工区)	舗装工事	1400m	140,000	R3 ~ R6	都城市	6-4
防災・安全交付金	高崎・山之口線(沖田工区)	舗装工事	1500m	150,000	R3 ~ R6	都城市	6-4
防災・安全交付金	庄内・山田線(池之原工区)	舗装工事	1600m	130,000	R2 ~ R6	都城市	6-4
防災・安全交付金	高崎・山之口線(横谷工区)	舗装工事	2100m	140,000	R2 ~ R6	都城市	6-4
防災・安全交付金	神之山・高木線	舗装工事	A=10500m <sup>2</sup> L=1400m	169,000	R2 ~ R3	都城市	6-4
防災・安全交付金	平江通線	舗装工事	A=3960m <sup>2</sup> L=660m	70,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
防災・安全交付金	年見通線	舗装工事	A=4620m <sup>2</sup> L=660m	69,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
防災・安全交付金	早鈴・岳下通線	舗装工事	A=3360m <sup>2</sup> L=420m	48,000	R4 ~ R4	都城市	6-4
防災・安全交付金	菖蒲原通線	舗装工事	A=4400m <sup>2</sup> L=550m	59,000	R4 ~ R5	都城市	6-4
防災・安全交付金	桜馬場通線	舗装工事	A=4800m <sup>2</sup> L=600m	64,000	R4 ~ R6	都城市	6-4
防災・安全交付金	高崎・山之口線(観音池工区)	舗装工事	A=7500m <sup>2</sup> L=1000m	130,000	R4 ~ R7	都城市	6-4
防災・安全交付金	高崎・山之口線(三和工区)	舗装工事	A=1190m <sup>2</sup> L=170m	21,000	R4 ~ R4	都城市	6-4

市道							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
防災・安全交付金	切藤・樋渡線	舗装工事	A=4900㎡ L=700m	73,000	R4 ~ R8	都城市	6-4
防災・安全交付金	庄内・山田線(古江工区)	舗装工事	A=9800㎡ L=1400m	120,000	R4 ~ R8	都城市	6-4
防災・安全交付金	高崎・山之口線(富吉工区)	舗装工事	A=9000㎡ L=1300m	110,000	R4 ~ R8	都城市	6-4
防災・安全交付金	上長飯87号線外		L=1200m	50,000	R4 ~ R5	都城市	2-1,2-2,2-4,2-5,5-4,6-4

県道							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
防災・安全交付金事業	国道269号(麓工区)	道路改良	0.8km	—	R3 ~ R8	宮崎県	6-4
防災・安全交付金事業	国道269号(山之口橋)	道路改良	0.15km	—	R3 ~ R8	宮崎県	6-4
社会資本整備総合交付金事業	都城東環状線(今町工区)	道路改良	0.96km	—	R2 ~ R3	宮崎県	6-4
防災・安全交付金事業	都城東環状線(麓工区)	道路改良	1.15km	—	R2 ~ R4	宮崎県	6-4
防災・安全交付金事業	都城東環状線(蓼池・高木工区)	道路改良	3.2km	—	R6 ~ R11	宮崎県	6-4
社会資本整備総合交付金事業	都城霧島公園線(横市橋)	道路改良	0.33km	—	R2 ~ R5	宮崎県	6-4
防災・安全交付金事業	都城野尻線(椎屋工区)	道路改良	1.7km	—	R2 ~ R7	宮崎県	6-4
道路メンテナンス事業	高城山田線(王子橋)	道路改良	0.76km	—	R2 ~ R8	宮崎県	6-4
防災・安全交付金事業	馬渡大川原線(馬渡工区)	道路改良	3.3km	—	R3 ~ R9	宮崎県	6-4
地域連携道路事業	飯野松山都城線(金御岳工区)	道路改良	2.9km	—	R2 ~ R2	宮崎県	6-4

## 別紙(個別事業)

県道							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
防災・安全交付金事業 (臨時県単道路改良事業)	牛之脛山田線 (東牛之脛工区)	道路改良	1.5km	—	R2 ~ R4	宮崎県	6-4
防災・安全交付金事業	早鈴岳下通線(鷹尾簔原工区)	街路整備	0.46km	—	R2 ~ R3	宮崎県	6-4
防災・安全交付金事業	早鈴岳下通線(鷹尾簔原北工区)	街路整備	0.46km	—	R3 ~ R10	宮崎県	6-4
防災・安全交付金事業	中央西通線(大王工区)	街路整備	0.28km	—	R2 ~ R7	宮崎県	6-4
道路メンテナンス補助事業	国道221号大淀橋	老朽化対策(橋梁)	271m	—	R2 ~ R6	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道221号栢木橋	老朽化対策(橋梁)	77m	—	R4 ~ R5	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道221号椎之木小橋	老朽化対策(橋梁)	5m	—	R8 ~ R9	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道221号椎の木橋	老朽化対策(橋梁)	66m	—	R7 ~ R8	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道221号無名橋57	老朽化対策(橋梁)	9m	—	R8 ~ R9	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道221号梶井橋	老朽化対策(橋梁)	5m	—	R8 ~ R9	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道221号大淀小橋	老朽化対策(橋梁)	23m	—	R8 ~ R9	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道221号新田原橋	老朽化対策(橋梁)	5m	—	R8 ~ R9	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道222号猪之谷橋	老朽化対策(橋梁)	42m	—	R4 ~ R5	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道222号狐谷橋	老朽化対策(橋梁)	150m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道222号昭和橋	老朽化対策(橋梁)	26m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道222号新内木谷橋	老朽化対策(橋梁)	60m	—	R6 ~ R7	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道222号新尾平野1橋	老朽化対策(橋梁)	85m	—	R6 ~ R7	宮崎県	6-4、6-5

県道							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
道路メンテナンス補助事業	国道222号新尾平野2橋	老朽化対策(橋梁)	7m	—	R7 ~ R8	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道222号新鍋谷橋	老朽化対策(橋梁)	65m	—	R2 ~ R2	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道223号第2荒襲橋	老朽化対策(橋梁)	7m	—	R8 ~ R9	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道223号御池橋2	老朽化対策(橋梁)	16m	—	R8 ~ R9	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道269号東郡元橋	老朽化対策(橋梁)	171m	—	R8 ~ R9	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道269号山之口橋1	老朽化対策(橋梁)	55m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	国道269号千町橋	老朽化対策(橋梁)	6m	—	R3 ~ R4	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	都城東環状線安久橋	老朽化対策(橋梁)	24m	—	R2 ~ R2	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	都城東環状線無名橋85	老朽化対策(橋梁)	3m	—	R5 ~ R6	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	都城霧島公園線神田橋1	老朽化対策(橋梁)	6m	—	R10 ~ R11	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	都城串間線大山橋1	老朽化対策(橋梁)	31m	—	R2 ~ R3	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	都城野尻線椎屋大橋	老朽化対策(橋梁)	155m	—	R10 ~ R11	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	御池都城線志比田橋	老朽化対策(橋梁)	96m	—	R10 ~ R11	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	御池都城線鵜野島橋	老朽化対策(橋梁)	88m	—	R5 ~ R6	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	高城山田線樋渡橋3	老朽化対策(橋梁)	38m	—	R9 ~ R10	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	三股高城線上星川橋	老朽化対策(橋梁)	15m	—	R10 ~ R11	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	三股高城線大井手橋	老朽化対策(橋梁)	57m	—	R9 ~ R10	宮崎県	6-4、6-5



県道							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
道路メンテナンス補助事業	馬渡大川原線渡司橋	老朽化対策(橋梁)	15m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	飯野松山都城線木之前橋	老朽化対策(橋梁)	98m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	有水高原線吉村橋1	老朽化対策(橋梁)	19m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	牛之脛山田線東牛之脛橋	老朽化対策(橋梁)	14m	—	R5 ~ R6	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	有水山之口停車場線境橋1	老朽化対策(橋梁)	20m	—	R5 ~ R6	宮崎県	6-4、6-5
道路メンテナンス補助事業	有水山之口停車場線天神橋3	老朽化対策(橋梁)	18m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道221号栢木橋	耐震補強(橋梁)	77m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道221号椎の木橋	耐震補強(橋梁)	66m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道222号狐谷橋	耐震補強(橋梁)	150m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道222号新内木谷橋	耐震補強(橋梁)	60m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道222号尾平野橋	耐震補強(橋梁)	85m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道222号御所谷橋	耐震補強(橋梁)	42m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道222号栄源(県橋)橋	耐震補強(橋梁)	73m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道269号郡元橋	耐震補強(橋梁)	35m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道269号東郡元橋	耐震補強(橋梁)	171m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道269号山之口橋	耐震補強(橋梁)	55m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	都城霧島公園線竹ノ下橋	耐震補強(橋梁)	87m	—	—	宮崎県	6-4、6-5

## 別紙(個別事業)

県道							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
防災・安全交付金事業	都城霧島公園線庄内橋	耐震補強(橋梁)	86m	—	—	宮崎県	6-4、6-5
防災・安全交付金事業	国道269号栄町工区	電線共同溝	520m	—	R2 ~ R4	宮崎県	6-1、6-4
防災・安全交付金事業	国道269号栄町2工区	電線共同溝	300m	—	R2 ~ R6	宮崎県	6-1、6-4

下水道施設							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
清浄館更新事業	清浄館	清浄館リニューアル		2,456,994	R2 ~ R4	都城市	2-6、6-3
社会資本整備交付金事業(下水道事業)	市内全域	下水道施設の更新		208,300	R2 ~ R5	都城市	2-6、6-3
社会資本整備交付金事業(ストマネ)	市内全域	ストックマネジメントに伴う施設更新		4,413,874	R2 ~ R11	都城市	2-6、6-3
社会資本整備交付金事業(総合地震対策)	市内全域	下水道施設耐震化		913,860	R2 ~ R11	都城市	2-6、6-3
社会資本整備交付金事業(広域化)	高城・志和池地区	汚水処理施設の統廃合		97,000	R4 ~ R8	都城市	2-6、6-3
社会資本整備交付金事業(浸水)	市内全域	浸水対策		507,000	R4 ~ R11	都城市	1-3
社会資本整備交付金事業(耐水化)	大王地区	耐水化対策		83,000	R3 ~ R6	都城市	1-3
農山漁村地域整備交付金事業	市内全域	農集長寿命化に伴う施設更新		2,456,104	R3 ~ R11	都城市	2-6、6-3

有害鳥獣							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
鳥獣被害防止総合対策事業		有害鳥獣の被害防止監視員賃金等		29,520	R3 ~ R7	都城市	7-5

農業施設							
事業名	施設名・路線名	対策内容	数量・延長	事業費(千円)	事業期間	事業主体	リスクシナリオ
					始期 ~ 終期		
農業水路等長寿命化・防災減災事業	上長飯地区	用排水路整備	L=460m	10,000	R3 ~ R3	都城市	5-5、7-5
農業水路等長寿命化・防災減災事業	小坂元地区	用排水路整備	L=130m	6,000	R3 ~ R3	都城市	5-5、7-5
農業水路等長寿命化・防災減災事業	大五郎地区	実施設計 用水施設整備	N=1.0式 N=1.0箇所	7,000	R3 ~ R4	都城市	5-5、7-5
農業水路等長寿命化・防災減災事業	沖水第2地区	用排水路整備	L=200m	15,000	R3 ~ R4	都城市	5-5、7-5
農業水路等長寿命化・防災減災事業	安久地区	用水路整備	L=220m	5,200	R4 ~ R4	都城市	5-5、7-5
農業水路等長寿命化・防災減災事業	桜木地区	用排水路整備	L=190m	4,500	R4 ~ R4	都城市	5-5、7-5
農業水路等長寿命化・防災減災事業	中川原地区	実施設計 用水施設整備	N=1.0式 N=1.0箇所	7,000	R4 ~ R5	都城市	5-5、7-5
農業水路等長寿命化・防災減災事業	海北地区	実施設計 用水施設整備	N=1.0式 N=1.0箇所	13,000	R4 ~ R5	都城市	5-5、7-5
農村地域防災減災事業	防災重点ため池	地震豪雨耐性評価 劣化状況評価 実施計画策定	N=11.0箇所	69,500	R3 ~ R4	都城市	7-3